

中
世
編

総論

中世に入ると朝廷や貴族は、形式的な存在に過ぎなくなり、国全体の支配者は実質的には朝廷（院政）によって存在を保障された幕府が日本国総追捕使、総地頭、すなわち守護や地頭の元締めとして、国家的な軍事警察を担当し一定の国家的機能を果たすようになった。また、社会基盤は、荘園体制を中心とし土地や人々に対する荘園領主、在地領主の二元支配を特色としていた時代であった。

いっぽう、南北朝の激しい動乱期を経て室町期に入ると全国の村々では、新しい変化が生まれ、惣領の解体や鄉村制の成立などとよばれる現象が荘園制下の鄉村に存在する中小武士らによって生じ、従来の血縁を中心とした同族的な結びつきから、隣村の武士同志で地縁的に団結する時代でもあった。

竹野谷では、弘安八年（一二八五）、鎌倉幕府の命をうけ、国衛在庁官人により作成・上申された「但馬国太田文」によると、当時の竹野郷地頭は、安居院（京都上京区前之町）左衛門督法印であった。また、竹野郷は公領（国衛領）であったが、実質的には、比叡山延暦寺の荘園として、多くの諸堂建立・修理にあてられた。南北朝時代に入ると、室町幕府の支配下に入り、応安五年（一三七二）に山名氏が但馬守護職に任ぜられるからは、同氏の守護料所となった。特に同時義、時熙は、円通寺（須谷）を建立し、興長寺（竹野）、蓮華寺（轟）、観音寺（羽入）に、年貢・公事などの寄進又は安堵をした。垣屋氏が同家の代官となり、竹野に進出すると、この役を山名氏にかわり、天正年間（一五七三―九二）豊臣秀吉の但馬攻めまでつづけた。

竹野谷の中世の宗教は、それまで、仏教的勢力としては三椒地区は大岡寺（日高町山宮）、中地区は蓮華寺、浜地区は観音寺が占め、天台宗の色彩が強かった。しかし、鎌倉中期に、蓮華寺に当時の真言宗の代表的な学僧東寺観智院の杲宝（こうぼう）（一一七七―一二三九）が来住し、さらに南北朝時代には、高野山の代表的な学僧宥快（一二四五―一四一六）が訪れ、朝来郡和田山町枚田（ひらた）、赤淵神社の别当寺神淵寺を建立している。これら真言宗の有力僧の来但は、同勢力の拡張にあつたと思える。特に赤淵神社は、日下部氏（くさかべ）の氏神社であり、同氏と結び、その政略を進めたものと推察される。これらの流れの中で、竹野の有力寺院も、次第に真言宗化し、観音寺も永正七年（二五一〇）には美合郡では同寺が「真言ノ開山ニテ候」というようになってゐる。

いっぽう、鎌倉時代には、一遍聖（ひつり）が山陰を遊行し時衆の海林山興長寺（菌部道場）を建立し、塔頭二一坊と尼寺を建立し、浜部に勢力をはり、室町中期まで栄えた。さらに南北朝時代には、山名時義、時熙が月庵和尚を招き、須谷に円通寺を建立した。同寺は塔頭三五院、末寺一一カ寺に及び、竹野谷の中部、浜部ばかりでなく、豊岡、出石、香住にまで、臨済宗南禅寺派の勢力をうえつけた。

竹野谷の神社では、熊野系のものが多いのが注目される。

但馬地方には、熊野信仰は平安後期から伝播されたと考えられる。そして、同信仰は竹野谷には、鎌倉時代から室町時代に、その多くが導入されたものと思われる。これらは熊野神社（大岡寺・興長寺）、熊野三社権現（林）、十二所権現（小城・浜須井）、那智系の熊野滝権現（阿金谷）、新宮系の新宮権現社（羽入）、若一王子（鬼神谷・須野谷）などに分類されるが、同じ熊野系でも、いろいろな系統の行者が、この谷に来訪し宗教活動をおこなつたことを示している。

第一章 中世の竹野

第一節 『但馬国太田文』と竹野

『太田文』に 弘安八年（二二八五）十二月のこと、但馬国守護太田政頼は『但馬国太田文』を鎌倉幕府に送みえる竹野 付した。大田文とは、「一国ごとに国内の所領別の田地面積・領有関係などを記載した、課役

賦課の基準となる土地台帳」のことである（中野榮夫「太田文」『日』）。現在、鎌倉時代に作成された大田文の完本は十二種知られ、またそれらは記載様式によって、

(A)型Ⅱ 国内の莊園・公領（国衙領）すべての田数のみを記すもの（たとえそれ以外の記載があっても、領主・地頭についての内容は欠けているもの）Ⅱ 国衙側の大田文。

(A)型Ⅰ 国内の莊園・公領すべての田数を記し、さらに公領の応輸田については所当米を記すものⅡ 国衙側の大田文。

(B)型Ⅱ 国内の莊園・公領すべての田数および領主、とくに地頭については詳細に記すものⅡ 幕府側の大田文。

の三類型に分類されている。『但馬国太田文』は、このうちの(B)型の大田文で、「幕府の命を受けた各国守護の指揮の下に、国衙在庁官人ざいちょうくわんにんによって作成・上申されたもの」であることが指摘されているのである（石井進『日

本中世国家史の研究」。

さて以下、この『但馬国太田文』を中心として、鎌倉時代の竹野の様子をうかがうことにしよう。

宮内庁書陵部本『但馬国太田文』の美含郡の項（『日高町史』（資料編））には、同時代の竹野について、次のようなことが記されている。

地頭安居院左衛門督法印、

公文右衛門入道信道御家人、

竹野郷 九拾一町六反

注文を出さざるの間、古帳に任せてこれを註進す、

つまりこの記載から、同時代の竹野について、

- (1)依然として、竹野郷（ごう）と呼ばれる公領（国衙領）であったこと、
- (2)その田地面積は、九一町六段であったこと、
- (3)同郷には、鎌倉幕府から地頭として、安居院左衛門督法印なる人物が補任されていたこと、
- (4)また同郷には、地頭のほかに、右衛門入道信道なる公文（くもん）（記録・文筆を掌る役人）がおり、彼は同国の御家人（ごけじん）であったこと、

等々の事実が知られるのである。けれども、同記載には、「注文を出さざるの間、古帳に任せてこれを註進す」（竹野郷の地頭・公文らが報告書を出さないので、過去の太田文にしたがってその内容を上申します）、とあつ

第一節 『但馬国太田文』と竹野

表22 『但馬国太田文』にみえる美含郡の所領構成

所領名	田地面積	領主	荘官・役人	備考
帝釈寺	10. 9. 330 ^{町段歩}	八幡宮領		古帳により注進
竹野郷	91. 6. 0	(公領)	地頭安居院左衛門督法印 公文右衛門入道信道(御家人)	古帳により注進
美含庄 (定田)	84. 3. 330 (40. 3. 273)	領家浄土寺 殿	地頭加賀民部入道行景	
佐須庄 (定田) (恒吉名) (用成名) (為成名)	78. 7. 10 (31. 7. 304) (4. 9. 70) (3. 4. 280) (1. 4. 110)	院御領	地頭太田千熊九	
同庄内長井村 (公田)	16. 1. 60 (8. 0. 32)	院御領	地頭久下孫二郎左衛門尉泰光	
同庄内丹生村 (公田)	6. 1. 84 (2. 2. 0)	院御領	地頭久下左衛門九郎	

*宮内庁書陵部本『但馬国太田文』から作成。

**定田(じょうでん)・公田(くでん)はともに、年貢・公事賦課の基準となった田地のこと。また名(みょう)とは、ここでは、定田とは別個の年貢・公事の収取単位の意。

て、右の事実がいつたい何時の実状を示しているのか、にわかには判然としない。ただ、『同太田文』の「あ
とがき」(『日高町史』に、

度々相触るといへども叙用せざる輩じょうからのことは、
すべからく注進言上すべきといへども、日数延引
の条、その恐れあるにより、かつがつ建久・建治
の帳に任せてこれを註進す、

とあることからみれば、右の記載は、あるいは建久年
間(一一九〇〜九九)ないしは建治年間(一二七五〜
七八)の同郷の実態を把握したものであった可能性が
あるのである。

鎌倉時代 管見のかぎり、竹野郷は鎌倉時代を通
の竹野郷 じて公領であった。けれども、文永八

年(一二二二)以降、実質的には比叡山延暦寺領の
莊園として運営されることが多かったようである。す
なわち、『天台座主記』仁治元年(一二四〇)閏十月
十二日条には、

諸堂修造のために、但馬国の国務をもつて寺家に付す。竹野・東河とが両郷のほかの郷保寺社、あわせて国務を付し、山上の修造に宛てらるとうんぬん、

とあつて、仁治元年当時には、東河郷（現・朝来郡和田山町）とともに、なお公領のままであつたが、『同記』文永八年七月二十六日条には、

去る二十三日、講堂のこと、仲秋を改め、右馬うま権頭忠雄に仰おほせ付けらる。瀬高せだか、両新本成任百町・国分寺、吾雀あすきのしやう庄、真野まの庄、一柳ひとつやなぎ余田、成田なるだ庄、但馬国竹野郷、（近江国）仰木おほぎ庄年貢百果、をもつて、その料所となす、

とあり、また『同記』文永十年（一二七三）五月十八日条にも、

去る二日、講堂を造ること、器量の住侶をもつて雑掌ざつしやうとなすべきの由、綸旨りんじを下さる。よつて、西塔の教因律師、横川よしかわの真範律師、東塔の承詮律師、を召し付け、十箇年の料所をもつて、三人の雑掌に配す。

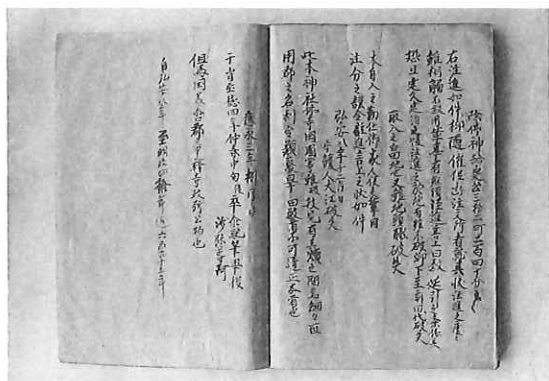
教因は、筑後国瀬高庄、同国分寺、相模国成田庄、丹波国吾雀庄なり。

真範は、近江国箕浦あふみ庄・真野庄、尾張国一柳余田庄、丹波国吾雀中村なり。

承詮は、筑後国瀬高庄、同国百町、但馬国竹野庄。

このほか、諸堂修理のこと、但馬国をもつてその沙汰あり、

とあつて、文永八年以降には、筑後（現・福岡県西南部）・丹波・近江（現・滋賀県）・尾張（現・愛知県西半部）・相模（現・神奈川県）各国内の数力荘とともに、十余年間にわたつて延暦寺の講堂造営料所とされたことが知られるのである。鎌倉時代、「但馬国は建保六年（一二一八）以来、ほぼ連続数十年にわたつて延暦寺



写46 『但馬国太田文』(香住町・帝釈寺蔵)

の造営料国(四年で更改)となつてい」た(『兵庫県史』史料。このよう(編中世三)解説)。なかなかで、竹野郷も、鎌倉時代中、末期、実質的には同寺領の荘園として扱われることが多かったのである。

地頭安居院左衛門督法印がどのような人物であつたのか、たしかなことは何もわからない。けれども安居院は、現在の京都市上京区前之町にあつた比叡山東塔竹林院の里坊の名で、説法・唱導の大家、澄憲(一一二六―一二〇三)・聖覚(一一六七―一二三五)父子を輩出したことと有名な延暦寺の院家である(応仁の乱のち廃絶)。安居院左衛門督法印は、この安居院の何代目かの院主その人であつたと考へるべきであろう。なお、たとえば城崎郡日高町の進美寺に伝わる文永五年(一二二八)六月二十一日付の「天台座主青蓮院宮尊助法親王令旨案」(『兵庫県史』史科編中世三)の充所(あてどころ)には、「安居院法印御房(聖憲力)」

との通称がみえているが、その人物と安居院左衛門督法印との関係は不明である。

公文右衛門入道信道についても詳しいことはわからない。『兵庫県史・第二巻』は、「あるいは郷名の竹野を名のつていたのであろう」(同書)と記すが、彼については但馬の国御家人であつたことが知られるばかりである。

ところで鎌倉時代中、末期、当郷には、地頭・公文のほか、郷司と呼ばれる役人がいた。轟の真言宗の寺院、蓮華寺に伝わる正安三年(一一三〇)十一月の「郷司某下地宛行状」(口絵写真参照)によれば、同月、

郷司某は「先規を守り」蓮華寺に土地一町七段ばかりを給与していることが判明するのである。郷司とは、当郷の行政責任者の名称であつた。

第二節 山名氏の登場と竹野

山名時氏 貞治二年（一三六三）秋のこと、文和元年（一三五二）以来およそ十年間にわたつて山陰地方の帰順 一帯を中心に最強の反幕府勢力として活動をつづけてきた山名時氏一族が、ついに室町幕府方

に帰順した。『太平記』卷三十九には、

山名左京ノ大夫時氏・子息右衛門ノ佐師氏（師義）ハ、近年御敵ニ成リテ、南方（南朝方）ト引キ合イテ、
 兩度マデ都ヲ傾ケシカバ、將軍ノ御為ニハ上ナキ御敵ナリシカドモ、内々縁ニ属シテ、「……（兩度ノ不義ノ）罪科ヲ御宥免有リテ、コノ間領知ノ国々ヲダニモ恩補セラレ候ハ、御方ニ参リテ忠ヲ致スベキ」
 由ヲ申シタリケル。ゲニモコノ人御方ニ成ルナラバ、国々ノ宮方（南朝方）カヲ落トスノミナラズ、西
 国モマタ無為ナルベシトテ、近年押サヘテ領知セラレツル因幡・伯耆ノ外、丹波・丹後・美作、五箇国ノ
 守護職ヲ充テ行ハレケレバ、元來多年旧功ノ人々、皆手ヲ空シクシテ、時氏父子ノ榮花、時ナラヌ春ヲ得
 タリ。コレヲ猜ミテ述懐スル者共、多ク所領ヲ持タント思ハ、タダ御敵ニコソ成ルベカリケレト、口ヲ
 嚙メケレドモ甲斐ナシ。

とあつて、同秋ごろ、山名一族の「……コノ間領知ノ国々ヲダニモ恩補セラレ候ハ、御方ニ参リテ忠ヲ致スベシ」の要望と、室町幕府側の「ゲニモコノ人御方ニ成ルナラバ、国々ノ宮方カヲ落トスノミナラズ、西国

モマタ無為ナルベシ」との判断とが一致して、ついに両者は和解したことなどがうかがわれるのである。このうち山名一族は室町幕府の信任を得て、まず貞治三年（一三六四）三月には（右の記事にみえるとおりに）因幡（現・鳥取県東半部）・伯耆（現・同県西半部）・丹波・丹後（現・京都府北部）・美作（現・岡山県北部）の五カ国の守護に、ついで応安五年（一三七二）十二月ごろには但馬国の守護に、さらに永和四年（一三七八）十二月〜康暦元年（一三七九）ごろには紀伊（現・和歌山県）・和泉（現・大阪府南部）・備後（現・広島県東半部）・出雲（現・島根県東半部）・隱岐の五カ国の守護に、それぞれ補任されるなど、南北朝時代末期には世に「六分一衆」（日本六六国の六分の一にあたる一一カ国の守護職を領有する一族）と呼ばれるほどの絶頂期を迎える。

源氏の名家新田氏の一門、山名義範を祖とする山名氏は、鎌倉時代には上野国山名郷（現・群馬県高崎市山名町）を本貫地とする東国の一小領主にすぎなかつた。源頼朝の在世中こそ、側近の一武将として活躍したものの、鎌倉幕府の実権が北条氏の手に移ってからというもの、政権の中枢部からはむしろ遠ざかつた存在として山名郷に沈潜していたのである。けれども元弘元年（一三三一）の後醍醐天皇のクーデター（元弘の乱）とそれに引き続く六十年にもおよぶ南北朝の動乱は、同氏に浮揚する絶好の機会をもたらした。すなわち時の総領山名時氏は、建武二年（一三三五）以来、足利方の部将として各地で戦功をあげ、「観応の擾乱」（將軍足利尊氏・高師直の党と足利直義・同直冬の党との間の分裂抗争事件）後の文和元年（一三五二）以降は、今度は一転して南朝方の実力者として、建武四年（一三三七）以来の本領伯耆国を中心に、山陰から山陽の一部にまで領主権を拡大し、ついに貞治二年（一三六三）の室町幕府への帰服と同時に幕府政権内に枢要なる地位

表23 室町幕府但馬国守護一覧

守護名	在職期間(年・月)	官途・通称	備考
桃井盛義	←建武4(1337)・7—建武5(1338)・4→	修理亮・兵部大輔	
吉良貞家	←暦応1(1338)・11→	修理権大夫	
今川頼貞	←貞和4(1348)・2—貞和5(1349)・4→	前駿河守・駿河前司	
上杉朝房	←貞和5(1349)・12—観応1(1350)・3→	左馬助	直義党
今川頼貞	観応1(1350)・7—観応1(1350)・10→	駿河前司	
上野頼兼	観応2(1351)・2?—観応2(1351)・8?	左馬助	直義党
今川頼貞	観応2(1351)・8→	駿河前司	
高師詮?	←文和2(1353)・ $\frac{4}{5}$ →	武藏左近大夫将監	
仁木頼勝	←貞治1(1362)・6—貞治4(1365)・2→	彈正少弼・讃岐守	
長某	←貞治5(1366)・12—応安5(1372)・2→	駿河守・伊豆入道	
山名師義	応安5(1372)・12—応安7(1374)・12→	右衛門佐入道	時氏嫡子
山名時義	←永和1(1375)・7…康応1(1389)・5?	彈正少弼・左京権大夫・伊与守	時氏五男・師義嗣子
山名時熙(常熙)	康応1(1389)・5?…明德1(1390)・3	宮内少輔	時義嫡子
山名氏清	明德1(1390)・3…明德2(1391)・12	陸奥守	時氏四男
山名時熙(常熙)	明德3(1392)・1—永享5(1433)・8	宮内少輔・右衛門佐	
山名持豊(宗全)	永享5(1433)・8—享徳3(1454)・11	宮内少輔・右衛門佐・右衛門督	時熙三男・同嗣子
山名教豊	享徳3(1454)・11—長祿2(1458)・3→	彈正少弼	持豊嫡子
山名持豊(宗全)	←長祿2(1458)・11→	右衛門督	
山名政豊	文明4(1472) — 明応8(1499)	彈正少弼・右衛門督	持豊四男・教豊嗣子
山名致豊(宗伝)	明応8(1499) — 天文5(1536)	彈正少弼	政豊二男

*佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・下』および『国史大辞典・7』「守護」の項所載「室町幕府守護一覧」から作成。

を確保することに成功したのである(水野恭一郎「南北朝内乱期に」)。このうち紆余曲折はあったものの、結局のところ、同氏は、室町幕府の侍所まきないどころ所司家の一員として、またあるいは但馬・因幡・伯耆・播磨はろま・美作・備前びぜん(現・岡山県東部)・備後・安芸あき(現・広島県西半部)・石見いづみ(現・島根県西半部)の九カ国の守護として、十五世紀中葉に至る。

山名氏の 南北朝時代の正
登場と竹野 平十二(同十七
年(一三五七〜六二))のころ、
竹野郷は南朝方の勢力圏下にあ
った。竹野の興長寺に伝わる同
期間の寄進状に南朝年号が付さ

れていることがそのことを物語っている。けれども、少なくとも貞治六年（一二三六）三月以降、当郷は室町幕府の実質的な支配下に入った（同月「但馬国守護長道全寺」（領寄進状）竹野・興長寺藏）。やがて応安五年（一二三二）以来の当国守護山名氏が当郷関係史料中に姿をあらわす。その初見は、康暦元年（一二三九）四月七日付の「但馬国守護山名時義下地寄進状」（竹野・興長寺藏）であるが、こののち戦国時代に至るまで、同氏は当郷に対して強大な領主権を保ち続けたのである。以下、前掲『興長寺文書』と須谷の円通寺の『円通寺文書』とによって、同氏に對して有した影響力の大きさを例示的にかがておくことにしよう。

まず『興長寺文書』にみえる山名氏の影響力の大きさについて。

(1) 弘安八年（一二八五）に一遍上人によって建立された竹野の時宗寺院、興長寺（菌部道場）は、正平十三年（一二三八）以来、根本寺領とも呼ぶべき「年貢六十貫文分の下地」を竹野郷弥吉名内（みよきちなまうち）に有していた。史料上、康暦元年（一二三九）から永正十八年（一五二二）に至るまで、歴代の山名氏（時義・時熙・持豊・致豊・誠豊など）は、これを安堵（あんど）しつづけている。

(2) 応永十三年（二四〇六）十一月のこと、時の当国守護山名時熙（常熙）（じょうき）は興長寺の住持あてに、次のような「書下」を下した。

道場聖の茶粥のための海苔嶋、冬の間・正月まで寄進申し候。堅く禁制候ひて、摘まるるべきものなり。よつて一筆くだんのごとし。

応永十三

十一月一日

興長寺

住持

(山名時照)
沙弥(花押)

山名氏の同寺に対する濃やかな配慮がうかがわれる。

(3) 永正三年(一五〇六)五月のこと、当国守護山名致豊は、興長寺に対して、次のような書状を認めた。

料所竹野郷の百姓ら、寺領分の陣夫申し懸け候の由、仰せを蒙り候。まづもつて曲事に候。すなはち糺明を遂げ候ところニ、寺家のご存分違儀なく候あひだ、向後に違乱を停止せしむべきの旨、代官垣屋孫三郎ニ申し付け候。いささかも相違あるべからず候なり。恐々謹言。

永正三丙

五月七日

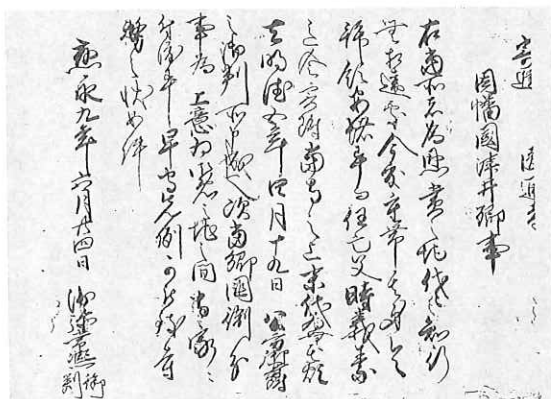
興長寺

(山名)
致豊(花押)

永正三年当時すでに、当郷が守護山名氏の「料所」として、その完全な支配下に入っていることが知られる。次に『円通寺文書』にみえる山名氏の影響力の大きさについて。

(1) 須谷の臨濟宗の寺院、円通興国禅寺(円通寺)は、康応元年(一三八九)に、時の当国守護山名時義が月庵宗光を開山に迎えて創建した同氏の菩提寺の一つである。今も同寺の仏殿には山名時義・時熙父子の木像(口絵写真参照)ならびに同氏歴代の位牌などが安置され、また境内奥山の麓には同父子のもと伝えられる墓所がある(小坂博之『山名常熙と禅刹』参照)。

(2) 応永九年(一四〇二)六月のこと、当国守護山名時熙は、円通寺に因幡国津井郷(現・鳥取市大字津ノ井付近)一所(同郷時熙拝領分および国衙分)を寄進した。この時の同人の「寄進状案」によると、この寄進は「亡父時義の素意に任せて」の寄進であり、またその寄進にあたっては、「末代その煩ひなからんがため、去明德五年……公方(將軍足利義満)ご寄附の御判を申し成」したという。時熙の同寺に對する思い入れの深さがよくうかがわれる文言である。なお、津井郷は、同寺の根本寺領として山名氏の庇護のもとに、少なくとも永正八年(一五一二)まで維持された(同年八月「円通寺壁書写」)。



写47 「山名時熙寺領寄進状案」(須谷・円通寺蔵)

第三節 山名氏治政下の竹野

南北朝～室町
時代の竹野郷

南北朝～室町時代、竹野郷は、(前節でも略述したように) 正平十二～同十七年(一三五七～六二)ごろは南朝方、貞治六年(一三六七)ごろ以降は室町幕府、それぞれの支配下にあ

つて、すでにかつての公領としての内実を喪失していた。すなわち、同時代の当郷は、実質的には、はじめは南朝方の或る人物(能登守信綱、左衛門少尉直連ら)、ついでは室町幕府の但馬国守護(長氏、山名氏)、それぞれの料所として機能していたのである(『興長寺』)。

また同時代、当郷は、地頭・領家りょうけ兩職、弥吉・月成・長富・因次・依実本・則富・助正・則貞・上田・観陳・永(長)丸・(吉)岡の各名みょう、等々の年貢・公事くじの収取単位から成つていて——このうちの月成・(吉)岡の各名は現・大字松本付近、また永(長)丸名は現・大字草飼付近カ——、それぞれの職・名から時々カの当郷の領主権者(南朝方某、長氏、山名氏など)に年貢・公事・(段銭)などが納入されていた(『円通寺文書』、『興長寺文書』、『蓮華寺文書』、『観音寺金亀院文書』)。

少なくとも康暦元年(一三七九)以降、戦国時代に至るまで、当郷は当国守護山名氏の守護料所となり、郷内の田・畠・山野・海苔嶋・塩浜などの領主権(年貢・公事・段銭徴収権、裁判権など)の大部分は同氏の支配下に置かれた。けれどもそのようななかにあつて、一部分、当郷内の有力寺院などが領主権(年貢・公事・段銭徴収権など)を有する領域が存在した。いずれも山名氏方からの寄進もしくは安堵にかかる、興長寺領、蓮華寺領、円通寺大智庵(院)領、羽入・(真言宗)観音寺領、等々の諸領域である——なお、これらの諸寺は、

諸氏(含山名氏)からの寄進にかかる、地主権もしくは用益権のみを有する田・畠・山野・海苔嶋、等々をも有したが、本節では、この点についてはほとんどふれることができない——。

郷内諸寺領 さて以下、(当国守護山名氏の直接支配下に置かれた当郷の大部分の領域については分析するの内訳 史料を欠くので)、山名氏治政下の当郷内の諸寺領の内実を検討するなかで、同氏治政下の当郷の構造をうかがうことにしよう。

まず、山名氏治政下の当郷内の諸寺領の内訳——ただし、領主権を確実に有したと考えられる領域に限る——。第一に興長寺領。

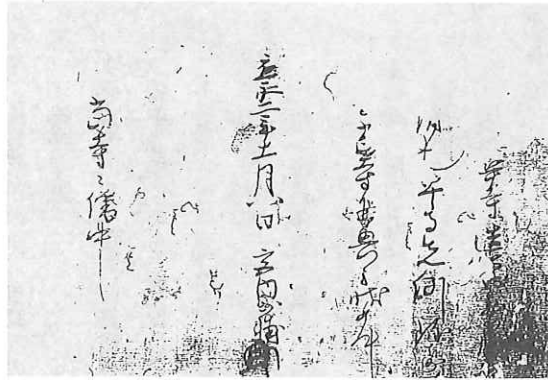
(1) 弥吉名内の年貢六〇貫文分の下地。前述したように、正平十三年(一二三八)以来の由緒をもつ同寺の根本寺領である。直接には康暦元年(一二七九)の当国守護山名時義の再寄進にかかる(同年四月七日「山名時義下地寄進状」(『興長寺文書』、以下同様)。

(2) 嶋屋敷の替地かえち一所。在所「こひき」(現・大字竹野小字小引付近カ)、田三段二二〇歩・畠一町一段二二〇歩、田畠年貢六貫三〇〇文。応永十三年(二四〇六)の当国守護山名時熙の安堵にかかる(同年十月十七日「山名時熙寺領安堵状」・同日「嶋屋敷相博状」)。

(3) 郷内の田地五段。在所「ミノ田御道場之前」・「ヨウロ」(現・大字竹野小字代浦付近カ)、年貢(分錢)四貫四八六文。応永三十三年(二四二六)に当国守護山名時熙が同寺の「聖陪堂分」として寄進

(同年十一月十五日「山名時熙田地寄進状」・同年十二月七日「竹野郷道場新寄進下地注文」など)

等々。



写48 「山名時熙判物」(轟・蓮華寺蔵)

第四に観音寺領(合同寺愛染堂領)。

- (1)月成・観陳・永(長)丸・(吉)岡の各名内などの田四町二段余・畠九段余、等々。文安四年(一四四七)以前の(恐らくは当国守護山名氏からの)寄進にかかるが、同年八月の「じゅうしよ重書」(重要書類)焼失により、翌文安五年、(恐らくは当国守護山名持豊が)再安堵(文安五年二月十六日「観音寺衆徒等紛失状案」・「観音寺金亀院文書」)。

第二に蓮華寺領。

- (1)因次名内の田畠(段数不明)。応永二年(一三九五)に当国守護山名時熙が同寺の「造営(再興)要脚所」として寄進もしくは安堵(同年十一月八日「山名時熙判物」・「蓮華寺文書」)、

等々。

第三に円通寺大智庵(院)領。

- (1)同寺内大智庵(同寺第二世大有理有の塔頭たちちゆう)の敷地。応永十三年(一四〇六)の当国守護山名時熙の安堵にかかる(同年三月二十三日「山名時熙円通寺大智庵敷地安堵状案」(「円通寺文書」、以下同様))。
- (2)当郷地頭・領家両職内の田地二町四段余。応永十三年の当国守護山名時熙の寄進にかかる(同年三月二十六日「山名時熙寺領寄進状写」)、

等々。

興長寺領
の構造

次に、山名氏治政下の当郷内の諸寺領の構造。ここでは、史料の関係上、興長寺領の構造についてだけ検討する。

文明七年（一四七五）正月十一日のこと、興長寺は「近年しよむ所務目録」を作成した（「興長寺」文書）。同目録によると、同寺がこのころ知行していた田畠は田六町七段六〇歩・畠二町一〇〇歩ばかり（以上、判明分）、不知行（流出）の田畠は七段ばかり、年貢（分錢）高は六九貫七五一文であった。これらの田畠は、恐らくは前述した同寺領の内訳(1)～(3)にほぼ相当し、同寺が領主権（年貢・公事・段錢徴収権など）を有する土地であったと考えられる。さて、同目録の記載でさしあたり注目される点は、次の三点である。

(ア)同目録に登録されている年貢（分錢）進納責任者は八一名で、それぞれの住所は判明するかぎり二七カ所に及ぶ。二七カ所の住所のうち、たちまち現地比定が可能なのは、「スイ」（現・大字浜須井・奥須井、「ウイ」（現・大字宇日）、「アコタニ」（現・大字阿金谷）、「ヲチンタニ」（現・大字鬼神谷）、「クサカイ」（現・大字草飼）、「キンハラ」（現・大字金原）、「大谷」（現・大字東大谷カ）、「ハヤシ」（現・大字林）、「小丸」（現・大字小丸）などの各所で、年貢進納責任者の多くが当町北半部の住民たちであったことが知られる。

(イ)年貢進納責任者の所持田畠数（判明分）別人数は、田畠計二段以上（二二人）、二段未満～一段以上（三〇人）、一段未満（三九人）で、所持田畠数二段未満の人が全体の約八五パーセントを占める。

(ウ)年貢進納責任者の年貢（分錢）負担額別人数は、二貫文以上（七人）、二貫文未満～一貫文以上（二七人）、一貫文未満～五百文以上（一九人）、五百文未満～百文以上（二七人）、百文未満（二一人）で、高額負担者は、富森修理方、大谷・助太夫、西寮・但阿ミ、の三人である（表24参照）。このうち、富森修理方は興長寺の代

表24 興長寺領年貢進納責任者一覧（上位者のみ）

年貢進納責任者名	年貢(分錢)高	所持田数	所持畠数	備 考
富森修理方	6.853 ^{買文}	6.180 ^{段歩}	0 ^{段歩}	富森修理殿御内・さ衛門方分(田1段、代870文)を含む。
大 谷・助太夫	5.114	5.120	1.240	年貢高のうち、214文は屋敷分。
西 寮・但阿ミ	4.221	3.120	2.060	
アコタニ・小 進	2.932	3.000	?	
キンハラ・心 幸	2.345	2.000	1.000	
福 田・藤左衛門方	2.342	2.000	1.000	藤さ衛門ノ下部・四郎大部分(田120歩、代350文)を含む。
寺 内・助次郎	2.300	2.120	0	
福 田・四郎五郎方	2.040	2.000	0	
富森次郎兵衛方	1.790	1.240	0.120	田数のうち、240歩は本寺元作、180歩は本ヲチンタニ道清作、180歩は本キンハラ彦二郎作。また畠120歩は遍照院作。
寺 内・徳太夫	1.759	2.000	0	
寺 内・三郎太郎	1.441	1.000	1.000 ^カ	田1段は本但馬作。
ウ イ・松山方	1.381	1.120	0	
僧 阿 ミ	1.350	1.180	?	
遍 照 院	1.318	1.000	0.240	
クサカイ・次郎大夫	1.250	1.000	?	
ハ ヤ シ・さ衛門三郎	1.164	1.000	?	
エ ン・幸阿ミ	1.153	1.000	0	
岡 弥七方	1.131	1.000	?	
カ イ ア・護大夫	1.076	1.060	0	
順 礼・彦大夫	1.070	1.000	0	

*文明7年(1475)正月11日「興長寺所務目録」(『興長寺文書』)から作成。

官的な存在である富森氏の一族・縁者・従者、また西寮・但阿ミは同寺の寺僧であったと考えられる（文明十七年二月二十八日「漢阿弥佗仏書状」『興長寺文書』）。なお、年貢進納責任者の内、阿弥号を有する者は一三人いるが、少なくとも彼らのうちの幾人かは同寺の寺僧であった（中寮・弥阿ミ、重阿ミなど）（前掲『漢阿弥』）。

郷内諸寺・諸寺領

次に、山名氏治政下の当郷内の諸寺・諸寺領と当国守護山名氏との関係。

と山名氏との関係

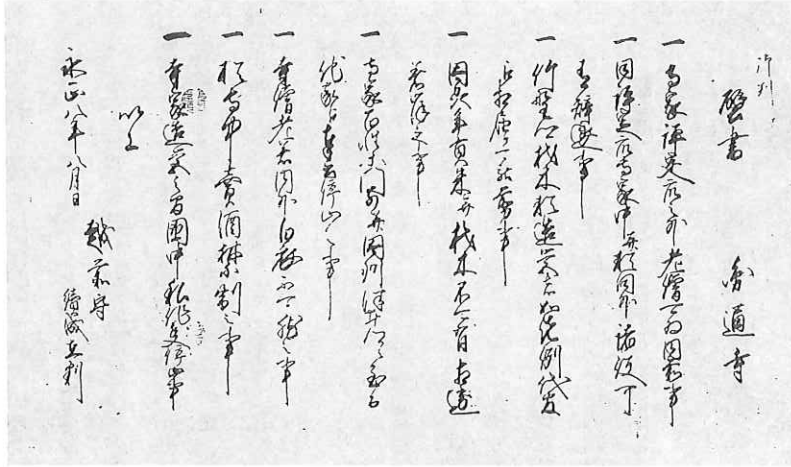
永正八年（二五一二）八月のこと、当国守護山名致豊の代官、垣屋越前守^{えちぜんのかみ}統成は、円通寺に対して、次のような「壁書」^{かかぎ}（法令）を定めた（『円通寺文書』）。

壁書

円通寺

- ①、寺家評定衆^{ひやうちやうしゆう}のほか、老僧同前たるべきのこと
- ②、同評定衆、寺家中ならびに同外において、諸役辞退あるべきのこと
- ③、竹野郷の材木、造営においては、先例のごとく代官え相届け剪^きらるべきのこと
- ④、因州（因幡国津井郷）年貢米ならびに材木、着岸相違あるべからざるのこと
- ⑤、寺家の百姓ら、門前ならびに因州津井郷ニ至るまで、他家よりの奉公^{ほうこう}停止のこと
- ⑥、寺僧老若、内外白衣^{しやく}然るべからざるのこと
- ⑦、寺中において、売酒禁制のこと、
- ⑧、寺家造営の間、国中の私作事^{さくじ}停止のこと

以上



写49 「円通寺壁書写」 (須谷・円通寺蔵)

永正八年八月日

(垣屋) 越前守

統成在判

第一・二・六・七条は同寺寺僧に関する、また第三・四・五・八条は同寺寺領などに関する規定であるが、いずれの規定からも、当国守護山名氏が同寺寺僧および同寺寺領など(ひいては竹野郷全域)に対して強い規制力を有していたことがうかがわれる。同寺が山名氏の菩提寺の一つであり、またたとえば同寺の大智庵が当郷内に(山名氏からの安堵・寄進にかかる)領主権(年貢・公事・段銭徴収権など)を持つ若干の領域を有したことは前述したが、当該時期、同寺の寺僧たちの同寺および同寺領などに対する権限はきわめて限定されたものでしかなかったのである。

このような事態は、当郷内の他の諸寺・諸寺領においてもほぼ同様であったと推定される。たとえば、応永三十三年(一四二六)ごろ、当国守護山名時熙方が興長寺の住持職を「御遊ゆきまう行より相阿弥陀仏ニ仰せ付け」ている事実、また同年十

一月、同守護が興長寺に当郷内の田地五段（前掲同寺領内訳③）を寄進する際、守護方が同寺に対して、「当年貢のこと、早々に進むべく候の由、堅く（百姓らに？）申し付けられ候。定めて進納申すべく候はんや」と述べている事実、等々の事実が知られるのである。（年未詳）十一月二十四日・応永三十三年十一月十五日「某書状」「興長寺文書」。

以上、三項目にわたって、山名氏治政下の当郷内の諸寺領の内実を検討した。その結果、郷内の有力寺院においてさえ、同寺の寺僧たちの同寺および同寺領などに対する権限はきわめて限定されたものでしかなかったことが明らかになったと考える。南北朝時代末期、戦国時代、竹野郷はまさに当国守護山名氏の料所として機能していたのである。

山名氏の当郷 においては、同時代の当国守護山名氏の当郷全域に対する支配の実態とは、どのようなもので支配の実態 あったのであろうか。最後にこの点について述べておくことにしよう。

第一に、当国守護山名氏の当郷全域にわたる権限。

これについては、さしあたり次のような権限を挙げることができる。

(1) 郷内の田・畠などに対する年貢・公事・段銭徴収権——ただし、一部の領域については、郷内の有力寺院などにその権益を寄進もしくは安堵——（前述）。

(2) 郷内の百姓らに対する裁判権——なお、郷内の有力寺院が当郷内の「寺家の百姓ら」に対して何らかの裁判権を有したかどうかなどの点については不明——（永正三年五月七日「山名致豊書状」（前掲））。

(3) 郷内の材木に対する用益権——ただし、一部の山林などについては、郷内の有力寺院などにその権益を寄進もしくは安堵。また、たとえば「栖^{すだ}谷村」（現・大字須谷）の百姓らに対しては、先例どおり「惣



写50 青葉城跡 (東大谷から写す)

等々。

郷山」への入山を認める――

〔応永七年八月「某抽御書下写」、同十三年三月二十三日「山名時熙巴通寺大智庵敷地安堵状案」、同月、同十六日「山名時熙寺額寄進状写」、永正八年八月「巴通寺願書写」第二家（巴通寺文書）」など〕

第二に、当国守護山名氏の当郷支配を実質的に推進していた人物。

当国守護山名氏の当郷支配は、恐らくはその当初から同氏の代官によって実質的に推進されていたと考えられる。当郷関係史料中には、応永十二年（一四〇五）以降、（当国守護代）垣屋氏の名が散見し、同氏が、当

該時期、山名氏の当郷支配を実質的に推進していた中心人物であったらしいことがわかる（「応永十二年四月十日「沙弥道要山寄進状」〔興長寺文書〕」など）。

垣屋氏は、「山名氏に従って関東から但馬に移り住んだ譜代の家臣で、山名の四天王の筆頭として著名であるが、系譜その他にはなお不詳の点が少なくない（『兵庫県史』第三卷）」。当郷関係史料中にも、応永十二年ごろ「垣屋遠州」、文安五年（一四四八）ごろ「垣屋越中守熙知」、永正三年（一五〇六）ごろ「代官垣屋孫三郎」、同八年（一五一一）ごろ「垣屋越前守統成」、天正七年（一五七九）ごろ「垣屋駿河守豊統」、等々の名がみえているが（『興長寺文書』、『巴通寺文書』、『吉川家文書』）、それぞれの正確な系譜関係は、まだほとんど不明なのである。

同氏のうちの垣屋駿河守豊統は、天正七年当時すでに、毛利氏方に

対して、

但州灘辺の儀は、下ハ諸寄（現・美方郡浜坂町大字諸寄）、上ハ竹野、その間の衆、要害五、六ヶ所の儀は、堅固に取り続け候ひて、船手をもつて加勢（つかまろ）仕り、兵糧以下に至るまで指し籠め候（こ）ことも輒（たやす）く候、と豪語するほど（同年七月二十七日、吉川元春外、四名連署状案、吉川家文書）、旧二方・美含両郡の海岸線一帯に実質的な勢力を扶植していた。青葉城（中地区）跡が同人のいう「要害五、六ヶ所」の一つであつたであろうことは、すでに諸書によって指摘されているとおりであるが、それほどに竹野郷は、同氏の旧二方・美含両郡にわたる実質的な領域支配にとつての重要な拠点の一つになつていたのである。

永禄十二年（一五六九）八月から天正八年（一五八〇）四月にかけて、織田信長・羽柴秀吉勢は、尼子氏方、あるいは毛利氏方の討伐を名目として三度但馬に侵入した。そして同八年五月には当国守護山名氏の居城、出石城（し）を落とす、さらに同年四、六月には、天正元年（一五七三）以来の毛利党、垣屋豊統ら（「竹野衆」）の拠る水生城（みずのゑ）（現・日高町大字上石付近）・宵田城（よいた）（現・同町大字岩中付近）をも落城させた（『日高町史』資料編、古文書編概説）。ここに、以上縷々述べてきた、当国守護山名氏方の竹野郷支配は終結したのである。時代はやがて近世を迎える。

第二章 中世の宗教

第一節 但馬守護職山名家と轟・垣屋家の外護

全 体 の 竹野町の中世の仏教的勢力をみると、古代からつづく大岡寺（日高町山宮、もと大岡山山頂に
流 れ あった）・蓮華寺（轟）・観音寺（羽入、現在金亀院・両界院が残る）があり、奥地（大岡寺）、

中部（蓮華寺）、浜部（観音寺）を押えていた。これらは、天台系の色彩が強かったが、次第に真言宗に変わっていった。特に蓮華寺には鎌倉時代、真言宗の代表的学僧であった東寺観智院の泉宝（一一七七～一二三九）が来ている。また、南北朝時代から室町時代初期にかけて、高野山の学侶の頭領であった宝性院門主宥快（一三四五～一四一六）が、朝来郡和田山町枚田の赤淵神社の別当寺神淵寺を開いている。この神社は、古代から中世にかけて但馬の政治・文化の中核になった日下部氏の一族の氏神である（赤淵神社について詳しくは拙論「但馬の山岳信仰」『山岳宗教史研究叢書』一一参照、なお宥快と神淵寺については同社『旧神淵寺文書』にある）。これは同氏と宥快が協力関係にあったことを示している。

但馬の真言宗寺院の多くは、かつては天台宗であったと伝えられている。しかし、現在では同宗寺院は数少なく、日高町の進美寺や観音寺の外は、鳥取県側に近い浜坂・温泉・村岡町に多い。これは、進美寺などは有力であったこと、鳥取県には天台の有力寺院三徳山三佛寺（東伯郡三朝町）や大山寺（西伯郡大山町）がひかえてい

ることが考え合わせられる。つまり、但馬は、中世、真言宗の代表的存在である泉宝、宥快が訪れて、強力な教線拡張を行なったと推測されるが、その一人が、蓮華寺を根拠としている。

また、観音寺も永正七年（一五一〇）の「目安」（羽入・阿界院藏）に同寺は美含郡では「真言ノ開山ニテ候」とあり、室町時代中ごろには、真言宗化したと思われる。こうして、古代からつづいた大岡・蓮華・観音の三寺は真言宗、それも近代では高野山派の正智院末となっていく。

こうした宗教的勢力のところに、鎌倉時代に入ると、先ず一遍聖が訪れ、興長寺の建立となる。同寺は寺家（塔頭）一・二カ寺、その外に比丘尼寺もかかえるという同派の有力寺院として栄え、室町時代中期の永享年間（一四二九～四一）まではその勢力を維持していた（「慈眼院縁起」竹野・龍海寺藏及び「興長寺由緒書之扣」竹野・興長寺藏）。竹野町ばかりではなく、山陰地方の時衆の一つの拠点であったと考えられる。同寺については近世編に譲る。その他、南北朝時代に入ると、臨済宗南禅寺派が円通寺（須谷）を拠点とし新しく入ってくる。この点については、後に項をもうけて記述する。

各寺に対する 竹野町の有力寺院を調べると必ずといってよく但馬守護職山名家の寄進状などがある。

山名家の外護 蓮華寺は、応永二年（一三九五）には、同十一月四日、宮内少輔（山名時熙）（法名常熙）

の役職名）から同寺寺領の四至（四方の境）、同十一月八日には、竹野郷内（次庄）（定田二町七段、その他畠）を安堵（所有権を認める）している（「蓮華寺文書」）。大岡寺にも、同三年（一三九六）六月十七日、同寺寺領散在田畠（各所に散らばってある田畠、田三町二反、畠二町）を安堵している（「大岡寺文書（四五・四）」日高町史資料編）。荆木山観音寺に対しては、積極的に信仰したと思われる、同寺塔は、大明寺殿（山名時熙）が本願（願主のこと）とな

り、自分自身が尺を当て建立している（永正七年朔月吉日「目」。
〔安〕羽入・兩界院藏〕）。

興長寺に対しても、「同寺文書」によると、山名時熙が「沙弥」名で、応永十三年（一四〇六）、十月四日に同寺そのべ蘭部道場に対する公事（人に対する賦課）の免除、同月十七日には、竹野郷弥吉名（弥吉所有の田）の内六十貫文の土貢（田の税金）の安堵と寺領に対する段銭（臨時の税金）の寄進、同三十三年（一四二六）十一月十五日、竹野郷の内の田地五段の寄進を行なっている。次の持豊（五代、文明五年（一四七三）寂）には、父の志を継ぎ、弾正少弼（警察権を持つ弾正台の次官）の名で、永享九年（一四三七）十一月八日、前記応永三十三年（一四二六）の竹野郷内田地五段と、同十三年（一四〇六）の弥吉名内六十貫文下地権の寄進の再確認（文書二通）を行なっている。三代とび俊豊（七代政豊の兄）は、弾正少弼名で、持豊に引き続き、明応三年（一四九四）十一月十日、公事免除状と、同年十二月二十一日、竹野庄塩浜五段の継目安堵状（前代に引き続き認承する）を發行し、同文書の中に、当寺は宗鏡寺殿（山名氏清）の御菩提所だと記している。同じ山名氏の中でも、氏清は時義（一代、時熙の父）とは敵対関係にあり、その争いの中で戦死している。その菩提寺というのは、怨み死をした氏清の怨霊を慰めるために供養したものと思える。誠豊（八代、大永八年（一五二八）寂）も、永正十二年（一五一五）九月六日と同十八年（一五二二）九月三日、寺領の継目安堵状を發行している。

以上の寺々に対し、山名氏は、従来からあった権利を認め、保護するという傾向が強い。ただ荊木山観音寺に対しては、塔建立の本願となって、自ら工事にも関与しており、積極的な態度が認められる。

円通寺に これに対し、円通寺の場合は、山名家自身が本願となって建立しており、一層強い関係にある。
 対する外護 同寺の中世の略伝と江戸中期の享保十九年（一七三四）に書かれた「但州美含郡万年山円通興

国禅寺」（「同寺藏以下」と称す）を主として述べると、次のようになる。

開基は、山名伊豫守時義（三代、康応元年（一三八九）五月九日寂）で、南北朝時代である。その後を宮内少輔時瀨（常瀨）がつぎ、康応元年（一三八九）三月に仏殿が成就している。この堂に時瀨は、二枚の木牌（木の札）をあげているが、「萬年山円通興国禅寺」と寺号をつけ、「檀那 常瀨」と記し、自分自身が信者であることを示している。「円通寺」は、父時義の法名であり、その死ぬ二カ月前に建立し、亡父の遺志をなす遂げている。

開山としては、時瀨は自分の師匠になる臨濟宗大応派の月庵宗光（げつたんそうこう）を招いた。同師は、但馬では、朝来郡生野町大明寺（臨濟宗妙心寺派）と同郡山東町早田（かまだ）大同寺（同上）も建立し、同派の教線を拡張している。同寺建立のことは、時瀨を通じて主君の將軍、足利義満に願って、明德五年（一三九四）、因幡国津井郷（鳥取県岩美郡津之井村・面影村の地区）の寄進の御朱印状（進扶写）を發行しているが、これを「略記」では、「寺領千石式・千貫文」、「円通興国禅寺開基之縁起」には、「二千貫」と記している。これに対し、応永九年（一四〇二）六月二十四日、時瀨もこの寺領を守護職として認めている（「同寺文」）。同郷は、本寺の根本寺領となっており、長祿三年（一四五九）八月には、寺内で「円通寺領津井郷軌式」（「同寺同」）を定めている。さらに時瀨は、応永十三年（一四〇六）三月二十三日、同寺塔頭大智庵の敷地、同月二十六日、同庵領として竹野郷地頭・領家職（しき）（権利）の内、田地二町四段余分と阿古谷山崎村の山林を寄進した（進扶写）。永享元年（一四二

九)十一月十三日には、上記二町四段余分を再度、さらに出石郡安美郷(出石町神美)内の一町七段の段銭(税金分)を寄進している(「同寺寄進状写」)。

次に政豊の代に阿古谷山崎村二カ所及び山林などの地子銭の継目寄進状、誠豊の代にも、永正十年(一一五三)五月二十六日、大智院住職に対し、同院敷地谷内の山林の竹木、阿古谷山崎村の竹木の地子銭、竹野郷地頭・領家両職内の二町四段余、塔頭聴法寺分の九段の滝山、出石郡安美郷内田地一町七段、以上の段銭・臨時課役・諸公事などの免除は、大明寺殿(時熙の号)以来の前例に従い、全てを認めるといふ継目寄進状を發している(「同寺寄進状写」)。

祐豊(九代、天正八年(一五八〇)寂)も、天文十三年(一五四四)潤十一月五日、大智院住持職で、寺内僧があらそっているのを戒めている(「同寺寄進状写」)。



写51 月庵禪師木像(須谷・円通寺蔵)

同寺では、大智院が中核となり運営されていたが、享保五年(一七二〇)十二月五日、同院は火事にあい、山名家代々の寄進状など、全ての重要書類を焼失してしまつた。今では、それらの写ししか残っていない(同寺蔵「乍恐奉願上口書之写」)。その全てが写し取られていたとも考えられない。しかし、その写しをたよりに考える以外はない。

同寺は、天正八年(一五八〇)三月十九日、羽柴(豊臣)秀吉の但馬征討の時の兵火で焼失する(「円通興国禪寺開基之縁起」)。このころ、山名氏も没落し、その外護も失つた。しかし、同寺建立を志した時義の後を継いだ時熙の活躍は大きく、

その後祐豊までは、厚い保護を受けている。これを記念し、同寺本堂には、今でも時義・時熙の木像が、開山月庵・中興沢庵とともにまつられている。

同寺末寺満願寺(坊岡)は、もと天台宗で開山は「山門(比叡山)総持院高(光)賀律師」とあるから、蓮華寺関係の寺であった。開基は津弥鹿重利(法号満願寺殿)である。これを再建したのは、山名佐兵衛(時熙)で、勸請開山(名目上の開山)は月庵とされているが、実際には明等である。(「但州美含郡須谷村円通寺末寺満願寺現住宗測」(元禄十年四月) 瑠璃山満願寺諸記録 同寺藏)。また少林寺(草飼)も、明徳元年(一三九〇)、開基檀那は山名奥陸守氏清(明徳二年(一三九二)寂)、開山は円通寺第二世大有と伝える。(「少林寺中興記」(寛文四年同寺藏))。

轟・垣屋家の外護 山名家の家臣の中で、四天王の一とされた垣屋家が、隆国(嘉吉元年(一四四二)寂)の時代の外護 轟に城を築き、その子国時を城主とした。それ以来同家は、垣屋本流・同宵田流・同轟流と分かれる。(「日高町史」)。竹野の各寺と深いかかわりを持つのは、勿論垣屋家轟流である。

荆木山観音寺について、両界院に「讓渡荆木山観音寺別当職事」という文書がある。文明十三年(一四八二)十二月五日のものである。同書に次の文がある。

代々御寄進状并金剛寺殿折紙之レ在リ、右者別当職ヲセラレルハ、垣屋備中殿子息大納言ノ公禪成ニ讓リ渡ス所明白也。

本文は、権律師成尊が垣屋備中殿の子息禪成に別当職を譲った事を記したもので、同師は観音寺住職である。文中に「代々御寄進状」とあるので、同寺と垣屋家との関係も、長くつづいていることが分かる。ところでその垣屋家も、轟城主系を考えるのが自然である。同寺は、山名家と同時に同家との関係を持っていた。次の「金

剛寺殿」というのは、よく分らないが、蓮華寺蔵の「垣屋代々之法名」の中に、「垣屋越前守熙統 金剛寺信叟宗忠」とあるのがその人ではないかと思える。『日高町史』によると、播磨守護代とあり、宍田城(豊岡市)・楽前城(日高町)を本拠としていたとあり、大岡寺にも寄進をしている。が、はっきりした経歴は分からない。「垣屋備中殿子息大納言公禪成」に別当職を継がすとある。この「大納言公」とは、大納言の職にあつたといふのではなく、よくある世俗的性格のつよい僧たちが名乗る場合が多く、「公」という字をつけている点を注意しなくてはならない。「禪成」も、別当職(この場合外護者の性格がつよい)をつとめるだけあり、半僧半俗の立場にあつたと思える。この人たちの代になると、轟流の人とみておきたい。

大岡寺文書の中にも、「垣屋熙統」が出てくる。応永二十五年(一四一八)十月三日の「守護代垣屋熙統安堵状」がある。大岡寺領に散在する田三町二反小と畠二町について同三年(一三九六)六月十七日に宮内少輔(山名時熙)が同領を安堵したのを確認したものである。

興長寺文書によると、文安五年(一四四八)十月七日付けで、垣屋越中守熙知から興長寺住持あてに、竹野御道場興長寺領の段銭の免除を従来のとおり認める、という意味の書状を出している。

肝心の蓮華寺であるが、轟城の地元にある寺として、轟城主系の同家とは当然深いつながりがあった筈である。しかし、これを示す確かな証拠は今のところ見つかっておらない。中世文書もさらに深い調査が必要かと思ふ。ただ、同寺文書の中に、「垣屋代々之法名」があり、垣屋弾正頼忠法名大忠院(明徳二十二年(一三九二)討死)以下四五人の姓名と法名を書き連ねている。時代的には、南北朝時代から室町時代末(垣屋出雲守豊統(永祿十一年(一五六八)寂)にまで及ぶ。最後の方に、轟城主垣屋兵衛左衛門 心月宗円禅定門(天正

五年（一五七七）の名もある。最後の城主であろうか。さらにもう一本「但州美含郡竹野郷峯山蓮花寺」（天文七年（一五三八）写）と題する略縁起があるが、そののちに、一名の垣屋家の法名が書き連ねてある。最後に朝清法師（文化元年（一八〇四）のころ）の記を写したとある。年代的に一番古いのは、前記「法名」の最後の「心月宗円大禪定門」である。その中に、前駿州大守梅岩宗春大居士・美含郡竹野谷垣屋三右衛門殿、（元禄五年（一六九二）五月七日、高峯宗玄大居士・垣屋源太夫などがある。竹野に豊臣の軍勢が攻め入ったのは、天正八年（一五八〇）であるから、その後の城主は没落してのちの人々のものと思えるが、かろうじてその面目は保っていた。そして、多くの俗名の段の下に「……ノ為メ」とあり、明らかに供養の為に法名がつけられ、施主名もあるが、縁のある人々が供養している。

同寺奥の院には、数百にのぼる供養塔があるが、特に弘法大師御廟前の小さな供養塔群は、同家落城の時の戦死者のものだと伝えている。同家は江戸中期に、播州龍野城主脇坂家をたよりその客人として移住するが、そののちも、同地城山の跡に、「垣屋駿河守」をまつている。そののちに秋葉神社も合祀され、城まつりは四月十八日に行なわれ、轟や下塚の人々が登山して祭を行なっている。細田家には、年号は記されていないが、龍野に移住した垣屋豊章から細田平四郎宛の手紙がある。その末に、「秋葉権現へ一教本すはん燈明錢を進候、御備申上候」と、なお先祖の供養を忘れていないことを知ることができる。

第二節 円通寺を中心とする臨済宗南禅寺派の発展と変遷

円通寺の発展

山名時熙をはじめ代々の同家当主の外護を受け、竹野谷に進出した円通寺は、大いに発展した。その塔頭も三十五院となった。「万年山円通興国禅寺由来」(文化八年九月(記同寺歳)によると、次のとおり

である。

円通寺	宗源院	大忠院	宗慶院	聴芳院	安栖院	五葉軒	栖霞軒	退畔院	現充寺
宝聚軒	過遠軒	嘉徳軒	花集軒	栖霞軒	雲外軒	聴松軒	種徳軒	昌寿軒	有玉軒
照月軒	常楽軒	陽徳軒	鐘秀軒	徳友軒	玉輪軒	月巢軒	大智院	徳輪軒	福寿軒
徳用軒	菊水軒	法輪軒	宗因軒	浄見院	聴法寺	<small>(註、円通寺は全体の名で、これをとると三十五院となる。傍線を引いた院は、江戸時代に復活したもの)</small>			

このなかで、大智院が中核であった。そして一世勅諭正統大祖禅師月庵和尚(康応元年(一三八九)寂)、二世勅諭大観禅師大有理有大和尚(明徳二年(一三九一)寂)、三世勅諭円応大機禅師笑堂大和尚(応永十八年(一四一一)寂)と、有力な指導者がつづいた。こうして、竹野谷を中心にして北但に臨済宗南禅寺派の勢力を拡張した。同寺は江戸時代には、末寺が一三カ寺となり、中本寺となっている。その跡をたどると、次のようになる。

第一世月庵の代には、城崎郡気比村(現・豊岡市)観正寺が、同師を勧請開山としている。同寺の中興開山は胡栖彦選(明応元年(一三九〇)寂)、中興檀那宮城将監であるが、円通寺の後援を求めてこうしたと思える(但馬南福寺派開基縁起)。第二世大有理有を開山とするもの、草飼の少林寺で明応元年(一三九〇)の創立(少林寺

寺中興記」、同寺藏、奥須井の長養寺で同二年（一三九一）の創立（「但馬、南禅寺派開基縁起記」須谷・円通寺藏）と、竹野の海岸地区に向かい勢力を延ばしている。

次の第三世笑堂の代になると、その活動には目ざましいものがある。須野谷の随音寺は、もと河内にあり、天台系で麻野山施薬寺といったが、応永十六年（一四〇九）須野谷の有力者、富森彈正藤原義永は、笑堂の教風を慕い招いて開山とした。この時、臨濟寺院となり、名も円通山随音寺と改めた。同師は住山三年とも五年ともいう（「円通」未派田緒伝記目錄「但州」美含郡河内村随音寺旧記「同寺藏」）。同寺が現在の須野谷に移ったのは明治三十四年（一九〇一）のことである（「同寺」メモ）。その他、奥須井の常勝軒であるが、前記長養寺を建立した同じ地区に、同師の名で同軒を建立している（「享保六年各寺由緒の報」須谷・円通寺藏）。出石郡倉見村（現・豊岡市）の宝勝寺も、同地区の有力者美藤・石田両氏の招きにより、同師が開山とされている（「但馬南禅寺派開基縁起記」前出）。出石郡森尾村（現・豊岡市）の盛重寺（せいちょう）は平盛重が開基檀那とされている。平家ゆかりの人の建立した寺といわれ、寺の傍らの城跡には、その墳墓もある。この寺も同師を開山としている（「前出」享保六年の文書と「但馬南禅寺開基縁起記」）。美含郡奥安木村（現・城崎郡香住町）の極楽寺も、山名の家臣安木氏が開基檀那となり、同師を開山とする（「但馬南禅寺派開基縁起記」「極楽寺世牌」ともに須谷・円通寺藏）。佐津庄上岡村（現・城崎郡香住町）の真徳寺も、開山を同師とする（極楽寺と同）。出石郡安美郷篠谷村（現・出石郡出石町神美（かみやま））の済北山大安寺は、同師の塔所（墓地）のある所で、ここの開山ともなっており、末年は同寺で暮らしたと思える（「但州美含郡万年山円通興」圓禪寺、草飼、少林寺藏）。

以上であるが、笑堂の時代には、竹野町ばかりでなく、香住町・豊岡市・出石町にまで、教線を拡大し、同寺の勢力圏を固めている。これには、実際に住持したもの、或は同師の名を使ったものもあるかもしれないが、

笑堂は、円通寺を本拠にし意識的に臨済宗南禅寺派の勢力を拡げたと考える。

また、気多郡栗栖野村（現・城崎郡日高町）の大円寺は、もとは同町の山宮にあり福田庵といっていた。そこに南禅寺系の悦叔が住したが、慶長年中（一五九六～一六一八）、円通寺の雪山を招き、その力をかりてと思えるが、同師を中興開山とし、栗栖野に移し、久遠山大円寺と名を改めている。この関係で同寺の末寺となつたと思える（「但馬南禅寺派」）。美含郡香住村（現・香住町）の通玄寺は、応安五年（一三七二）、曹洞宗永平寺派の通玄が開基、天和年中（一六八一～一八四）には臨済宗大徳寺派の別伝宗実が中興している。しかし、享保六年（一七二一）の円通寺の末寺記には、同寺末寺の中に記してある（「以上、享保六年「円通寺末寺記」同寺蔵」）。江戸中期に、何かの理由があつて同寺末になつたのであろうか。

円通寺の 三十五の塔頭をほこつた時代もあつた円通寺も、次第に衰えている。決定的な打撃は、天正八年（一五八〇）三月十八日の兵火、すなわち羽柴（豊臣）秀吉の但馬征討で、有力な外護者山

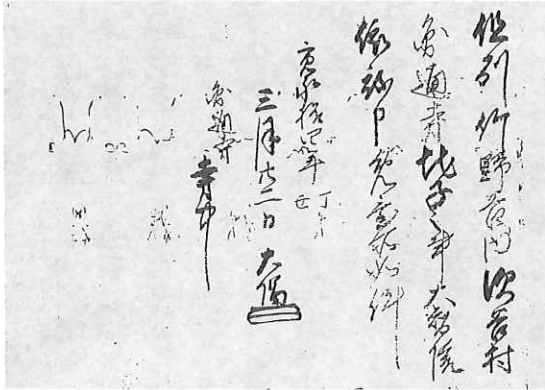
名・垣屋両家の没落によるもので、円通寺蔵「化縁簿ノ序并当山略縁起」には、次のようにある。

三十五ヶ院灰燼ト為ル、并テ寺領没収セラレ、

こうして同寺は急速に衰退していく。同寺の享保十九年（一七三四）に七味（村岡）の山名因幡守へ提出した同寺の「略縁起」によると、次のようにある。

天正年中兵火ニ羅リ、次第ニ零落シテワズカ織ニ大智・安棲・福寿・宝聚・嘉徳等ノミアリ、薪ヲ売り自ラ耕作ヲ業トシテ漸ク廢址ヲマモル、此ノ時在家・寺家混雜ス。

こうして三十五院中の五院が残るだけで、僧たちも、修行以外に薪を売り、耕作をして生活を維持するとい



写52 寛永14年「寄進状」(須谷・円通寺蔵)

う状態で、それまで大門内は全て寺院が建立されていたと思われるが、在家が進入して来、両者混在するといふ現在のような有様となつてしまつた。

この衰退を救つたのは、沢庵である。前出「化縁簿序并当山略縁起」によると、寛永元年(一六二四)にこの寺に来て、その零落の有様を歎き、再興を志し、新しい但馬の大名となつた小出大隅守に願ひ、仏殿(本堂)及び塔頭五院を調え、寺領十五石の黒印状(大名から発行された文書)を戴き、その維持の基礎を築いた。この寺領は、次の領主松平伊賀守高久、さらに仙石家七代に及び連綿とつづき、その恩沢を受けた、とある。また、前出「略縁起」によると、寺領を認められると、「在家ヲ斥ケ、寺門前ノ差別再ヒ此ノ時ヨリナリ」とあり、寺の境内も整備されている。

以上の寺領のことは、同寺にある寄進状にも裏付けられる。その主要なものを紹介する。

寛永十四年(一六三七)三月二十二日には、大智院の願により、大隅守が「円通寺地子」を寄進するとある。その内容は、正保二年(一六四五)正月二十九日の小出与平次の寄進状に、高一五石で、大豆五石一斗七升、米九石八斗三升とある。これに対し代々継目寄進状が発せられるのである。しかし、文化十二年(二八一五)十月十三日の「定亥年免相之事」によると、高三七石九斗六升とあり、一五石の他に二

二石余の寺領があつたことが知られる。

江戸時代に復興されたのは五院で、前出「略縁起」には、大智・安棲・福寿・宝聚・嘉徳の五院となつてゐるが、延享二年（一七四五）、円通寺侍真大智院宗綽が南禅寺に差出した「本山エ指上末寺帳之扣」（『瑠璃山満願寺諸記録』所収、坊岡・満願寺蔵）には、大智院・安栖院・福寿軒・宝聚軒・喜徳軒となり、すこし名称の異なりがある。しかし、この五院も、次第に衰え、名ばかりの存在になつていく。安政五年（一八五八）の「寺内證文之事」によると、安栖院・福寿軒・宝集軒・敬徳軒の塔頭及び、普門寺（井山）・極楽寺・真徳寺は「無住ニ付兼帯」とあり大智院が兼務している。こうした状態は、江戸末までつづき、事実上大智院だけが残つてゐる。

円通寺文書の中の江戸後期の円通寺一派中による「規定」によると、次の条項がある。

- 一、円通寺住持職之義者、末派单寮以上、輪番ニテ相勤申ス可キ事。
- 一、侍真役者、地中四力院共廃壞中ニ付。大智院相勤申ス可キ事。

一、円通寺檀家、宗旨印形等者、輪住之者相イ勤メ、其外檀用之儀者、大智院エ委任致ス可キ事。

これによると、円通寺一派の中で、同寺住職は、その一派の中から輪番で選ぶことになつてゐる。そして、同住職は、同寺の公の寺務は執るが、檀務は塔頭寺院、この場合は、もう大智院しかないのので、同院が勤めてゐる。この末派寺院を含めて住職を出すというのは、江戸時代になつてからのことと思える。室町時代三五院も塔頭のあつた時代には、その中から選ばれたと思える。また塔頭中に侍真待者の役があり、ほとんど大智院が勤めてゐるが、寺務を司つたと思える。

明治時代になり、同三年（一八七〇）二月、大智院住職は、檀中惣代ともに仙石家の寺社奉行所へ、一五石寺領の黒印状も没収され、あとの四院も廃し、同院を円通寺と改める由、願い出ている（「「乍恐奉願上候」口上書」同寺藏）。次にその巻き返しのような動きもあり、同年十二月には、出石藩庁に願い、草飼の少林寺と、奥須井の長養寺（并せて同地方林庵も）を同寺に合併している（同年月の「許可書」同寺藏）。こうして一時的ではあるが、少林寺檀家の草飼・切浜兩地区、さらに長養寺檀家の浜・奥兩須井地区は、同寺の檀家となつてゐる。これが、実行されたのは同五年（一八七二）である（「大寧寺過去帳 同五年」差上申一札之事^{二紙}）。切浜については、明治十九年（一八八六）から寺の建立の計画を進めており（「前出」過）、大本山南禅寺に願ひ、同寺内塔頭の一院大寧院を独秀山大寧寺と改め、同二十二年（一八八九）に建立の許可を南禅寺から得ている（「大寧寺新築化縁」薄小序」同寺藏）。そこで円通寺の末寺にはなるが、切浜は同寺檀家を離れている。同じように、長養寺や少林寺の方も独立的運動があつたようである、折角得た檀家は、全て離れてしまつてゐる。

江戸時代末期まで、円通寺は末寺に対し君臨し、特に江戸時代に本末制度ができると中本寺となり、末寺を支配していたが、同寺末派は、延享二年（一七四五）には、満願寺・大円寺・通玄寺・隨音寺・觀正寺・少林寺・長養寺・常勝軒・宝勝寺・盛重寺・極楽寺・真徳寺の一二カ寺で、大安寺はこの時にすでに廃寺となり、これがそのまま、明治初年まであつたようである（「常勝軒は明治三年に隨音寺に合併」隨音寺文書）。これら円通寺末派寺院は明治三年（一八七〇）の大改革に伴い、同年三月、円通寺派を称しつつも、惣代として極楽寺が寺社奉行所に「奉願口上書」（須谷・円通寺藏）を出しており、円通寺支配の時代が終わり、協同で同派を維持する時代に入つてゐる。

しかし、円通寺が、江戸時代もお住古の格式を保持できたのは、中世の山名家の外護に引き継ぎ、出石藩

主の外護をも獲得できたことである。これは、竹野谷の外の寺院にはないことであつた。

その他の 南北朝時代に、須谷に円通寺が建立され、つづいて竹野谷にも、臨済宗南禅寺派の勢力を植へ寺院の変遷 つけていったが、当然、先行していた真言系の寺院、大岡寺（奥地）・蓮華寺（中部）・観音寺

（浜部）との関係のみておかなければならない。

先ず蓮華寺であるが、同寺の「但馬国美含竹野郷峯山蓮花寺末寺五カ寺之事」に次のようにある。

小丸村 千通山高蓮寺 天曆八年（九五四） 三月十六日建立

下塚村 円久山長法寺 養和元年（一一八一） 五月七日建立

林村 延命山常樂寺 養老元年（七一七） 二月十五日建立

小城村 発起山玉伝寺 文治三年（一一八七） 八月二十日建立

河内村 朝野山施葉寺 永観二年（九八四） 四月八日建立

右の五寺の建立年代は、はたしてそれほど古いか疑問が残る。しかし、河内村の施葉寺は、もと天台宗であつたが、のちに随音寺となつており、小城村の玉伝寺のものちに同地区十二社権現の境内に移され、今は廢寺となつているが、満願寺の檀家となつている。小丸村の高蓮寺は、今では薬師堂（毘沙門さん）として小丸の公民館に残つているが、同地区は、円通寺の檀家となつている。下塚村の長法寺も同地の小山神社の下方に観音堂として残つている（同堂）。林村の常樂寺も、昭和十四年（一九三九）地区の中央にある公会堂に本尊観音菩薩を移した（同堂）。しかし、下塚と林地区は、今では蓮華寺檀家となつている。前記文書によると、同寺には八坊あつた。そして各坊が檀那地域を分割していたという。

轟・下塚・大谷・浜村（但し祈念分）	奥之坊
林・小丸・谷岡村	大正院
小城・御又	大門坊
河内・須野谷・大森	泉随坊
森本・直原 ^(前)	松尾坊
桑ノ本・賀南谷 ^(前)	中尾坊
金原・鬼神谷	藤本坊

（傍線のある地区は、現在も蓮華寺檀家地区）

同文書は、鎌倉末期の正中元年（一三二四）六月十八日、同寺朝現が記したとある。しかし、各塔頭が、これほど明らかにその当時に、宗教的勢力範囲を確立していたかは疑問になる。また、各地区の末寺の建立年代も同様である。しかし、末寺の存在、勢力範囲を知ることができる。同文の後世の註に、檀家一八カ村が六カ村に減つたとある。一ニカ村分は全て臨済宗南禅寺派寺院に取られたことになる。浜部に近い小丸・谷岡（不明・芦谷か）は円通寺、奥部では、小城・御又・森本・直原^(前)は満願寺、河内・須野谷・大森・桑ノ本・賀南谷^(前)は随音寺の檀家と江戸時代にはなっている。とにかく浜側と奥側両面から、その勢力をそそがれる。一八カ地区の中に入れられている浜村は、元來観音寺分であり、同寺が祈念寺院としここにも進出していた時代があったことを示す。

浜部を占めていたのは観音寺である。特に同寺の賀島宮（現・鷹野神社）は、中世から近世中期にかけ同寺

及び、その塔頭であった龍海・神通両寺が管轄していた。この点の詳しい記述は、近現代編の(3)神仏分離の項に譲る。その他、草飼・切浜地区であるが、これは同寺内で金亀院が支配していた。ところが江戸時代中期の正徳三年(一七二三)五月、同地区鎮守鏡神社別当金亀院と同地区民との対立が起こり、寺社奉行所へ、金亀・両界両院が訴え出した文書がある(「乍恐奉指上口上書之」
「事」羽入・金亀院藏)。その中に、次の文がある。

草飼村往古ハ無常・祈願共ニ當院檀那ニ而御座候得共、中頃宗門を替、禪宗ニ罷成候、然共祈禱ノ分、今ニおゐて混乱無ク、氏神鏡宮大明神之社僧職相勤祈念檀那ニ紛無御座候御事。

これを見ると、南北朝時代に同所に少林寺が建立されるまでは、観音寺の信仰圏にあったことを知る。といつても同地区の無常(葬式)・祈禱、特に無常を何時ごろから観音寺が行なうようになったかは分からない。祈禱は早くから行なっていたと思われる。とにかくこの二つの権利を金亀院が持っていたが、無常は少林寺が行ない、村祈禱、鏡宮神社の別当は金亀院が行なっていた。実はこの正徳三年(一七二三)に、その祈禱の方も村が興長寺に頼んだので問題が起こっている。

切浜は、草飼の出村である。同地区の氏神三宝荒神も、少林寺鎮守の同神を勧請したと伝える(文政二年「乍恐奉願上口上之覚」草飼・少林寺藏)。江戸時代のものであるが、金亀院『年中行事』によると、「当時請持うけもち之社頭、松本村ニ社子守大明神氏神 三宝荒神、宇日村ニ社 三宝荒神、切浜 三宝荒神、草飼 氏神鏡ノ宮大明神」とある。また祈禱札も、「同院は阿金谷・羽入・松本・宇日・田久日・草飼・切浜」とある。草飼や切浜は、かつては、金亀院の信仰圏にあったと考えられる。さらに、奥須井の長養寺もかつては真言寺院だったとい

(起)「同寺略縁」。

こうしてみると、現在金亀院の檀家となっている松本・宇日地区、両界院の阿金谷・羽入・田久日地区、さらに浜部の龍海寺・神通寺の守備範圍、さらに草飼・切浜・浜須井・奥須井地区は、かつて観音寺の信仰圏であった。

次に大岡寺であるが、同寺はもと三椒地区全般に信仰圏を持っていたと考えられる。現在床瀬地区と中村・下村・段・三原地区の一部が檀家になっている。しかし、同寺藏の永曆二年（一一六一）の「注進大円寺敷地山林事」の四至（四方の境）を示す四鳥居の内北方のは、「椒坂」にあり、椒側からの登山口にもあった。江戸時代は、ほそき 獨椒神社の別当も勤めている。

興長寺は、鎌倉時代、時衆系の念仏を導入して栄えた。少なくとも竹野浜部は、この教えが強力に拡がったと思え、寺家二一カ寺と比丘尼寺が建立された。しかし、室町中期永享以後（一四四一ごろ）、守護からの知行もすたり江戸初期の寛永年中（一六二四〜四四）塔頭もしだいに減少していった。塔頭の一つ脇之坊（のちの慈眼院さらに淨願寺とも改む）は、真言宗金亀院宥賢の経済的援助も得て、寛永七年（一六三〇）同宗に加えられた（竹野・龍海寺藏）。こうして、明治三年（一八七〇）十二月には塔頭称名・西光両院と支配下の医王寺だけとなり、同年同寺に合併した（同寺より田中豊岡県参事宛、興長寺。河野義海報告書、羽入・金亀院藏）。

円通寺は江戸時代、代々出石藩の黒印状を継ぎ、一五石ではあるが外護を得ている。これに対し、蓮華寺・観音寺・大岡寺・興長寺は、中世末で守護などの外護はと絶えており、衰退も急であった。この中において、真言寺院は、独得の祈禱でもって祈念寺院とし、時宗・臨濟宗寺院檀家の中でも活躍し、庶民の宗教的要求に応じていたのは注目される。この点の詳しいことは、近現代編の神仏分離の項に譲る。

第三節 熊野信仰の伝播

竹野町にも、熊野系の社は多い。まず、その名をあげると、次のようになる。

- (1) 須野谷・熊野神社 (旧熊野若一王子権現)
- (2) 鬼神谷・八幡神社 (旧若一王子)
- (3) 小城・拾式所神社 (旧十二所権現社)、(4) 浜須井・十二社、
- (5) 羽入・新宮神社 (旧新宮権現社)、
- (6) 阿金谷・熊野神社 (旧熊野滝権現社)、
- (7) 林・熊野神社 (旧熊野三社権現)、(8) 竹野浜・興長寺熊野神社、(9) 大岡寺・熊野神社 (旧熊野権現)。

以上九社である。

(1) 但馬への熊野信仰の伝播

覚増上人の 但馬に熊野信仰が導入されたのは、平安後期だと考
活 躍 えられる。この時、活躍したのは覚増上人という熊

野の行者である。この上人により、美方郡温泉町熊谷の善住寺(高
野山真言宗)、養父郡八鹿町今瀧寺の今瀧寺(同上)、同郡大屋町
山路の山路寺(同上)の三寺が創立されたと伝えられる。

まず善住寺は、熊野山那智院善住寺といい、熊野権現飛来の山地

(同寺「禁鐘銘」)で、長保元年(九九九)覚増上人の開山(明治五年、豊岡



写53 覚増上人木像 (温泉町・善住寺蔵)

県御役所宛『本末一派寺院明細帳』とされ、室町時代の作と思える同上人木像や、文久三年（一八六三）に描かれた画像もある。那智山とあるところから、同上人は、同じ熊野でも那智山の系統の行者であったと考えられる。同寺には、年号は記していないが「子年」に、熊谷役人が、同地の社寺を調査し大庄屋川元氏に差出した「覚」がある。もちろん江戸時代も後期のものである。これによると、香椎明神（氏神）、熊野権現・那智権現・新宮社・本宮社・飛龍権現・早間・月山・兒日龍・大相・薬師如来の十二社が、同寺の周辺に配されている。これはもと熊野の十二所権現を配したのが、時代がたつに従い、変質したものと思える。これらを巡り、巡礼も行なわれたと思える。

覚増上人は、但馬に来て、まず同寺に到着き、熊野信仰を広めたと思われる。

次に今瀧寺であるが、天文十六年（一五四七）に、同寺の権大僧都快紹が書いた『但州養父郡須田庄守仁山もりひと今瀧寺伝記』がある。同記によると、開基は「学増」とあるが、これは「覚増」の誤記と考えられる。同上人は、この山に来て、岩窟で正観音の御正体を得得した。しかし、同上人がこれまで修行した天台の一心三観の法では、同像を止めてまつることができなかった。そこで、高野山に行き、ある学侶の僧から、木造の尊像をまず造り、これに御正体を遷せばよいと教えられ、これを実行し、尊像をまつることができたと記する。

これは、天台宗より真言宗の方がすぐれていると言わんがためのものであり、同記が書かれた室町後期の天文十六年のころには、同寺がすでに真言に変わっていたことを示す。

問題の、正観音像は、鎮守神である岩滑堂にまつられ、脇士は、不動明王・毘沙門天である。この観音・不動・毘沙門のセットは、日本で独自につくられたもので、誰がこれを広めたかが問題であり、但馬の天台・真

言系の寺にも多い。しかし今では、熊野でも那智山は本地を正観音とするから、覚増上人が那智系の行者であるという点から留意しておかねばならない。この鎮守堂は、元禄五年（一六九二）の「覚」には、熊野神社とされ、同上人が熊野系の行者であったことを裏付ける。前記「伝記」によると、同上人は、延久元年（二〇六九）三月十八日に、同寺を建立したとあるので、晩年のことだと思われる。

山路寺には、覚増上人について、位牌と供養塔がある。まず位牌であるが、次のようにある。

今瀧寺 延久元巳酉天

（梵字）
アーン 山路寺 開山覚増上人本不生位

善隆寺 十一月四日寂

また石塔には次の銘文がある。



写54 覚増上人位牌
(八鹿町・今瀧寺蔵)

延久元年 敬

（梵字）
アーン 山路寺開山覚増上人

白

十一月四日

これをみると、延久元年（一〇六九）の三月十八日に、今瀧寺を開いた覚増上人は、同年に山路寺に来、

同年十一月四日には寂したことになる。もちろん、山路寺の位牌・石塔ともに新しいもので、明治に入って造立されたものであろうか。同寺の伝承に従ってのものと思える。

同寺には、白川神祇伯王家からの許状がある。神社の別当役も兼ねていた。その中の寛政元年（一七八九）のものに、山路より奥の大屋谷一カ村の氏神の祭祀権を持つてゐる。その中に、若一王子権現蔵垣村、三社権現筏、同横行、熊野権現系原の四社と、熊野系のものがある。そして、その支配は、「數百年之間ヲ経ル」とあるので、中世にまで及ぶかと思える。この点から、同寺と熊野信仰との関連がうかがえると思える。

以上三寺からは、熊野の那智系の行者覺増上人が但馬に来て、平安後期に、熊野信仰をはじめたことは確かだと思われる。

鉢山寺

その他弘安八年（一二八五）注進の但馬国の「太田文」には、次の記述がある。

熊野本宮領国別当南左太郎高春御家人

鉢山寺 六町八反二百四拾歩

この鉢山寺は、現在豊岡市鉢山の下鉢山の山中に鉢山寺跡があり、現在は熊野三神社がまつられてある。その本尊（祭神）は、立像の阿弥陀如来である（高さ約三十センチ）。国別当の南佐（奈佐）氏も、熊野本宮領の国別当をつとめ、同信仰にも関連があったと思われる



写55 熊野神社（豊岡市下鉢山）

(詳しくは「山岳修験研究叢書」近畿篇所掲拙論「但馬の山岳信仰」)。
 とにかく、この鉢山寺は、鎌倉時代における熊野信仰の拠点の一つであったと思われる。

新宮山 養父郡養父町十二所にある新宮山満福寺(高野山真言宗)も、地名を「十二所」と呼ばれるほど、熊野信仰の盛んであった寺である。新宮山というので、新宮系の行者により開かれたと考えられる。

中興六世弘海(寛政十二年(一八〇〇)寂)の『新宮山満福寺記』によると、天平年中(七二九〜四九)に、行基により開かれたが、その時に「南紀熊野ノ道場ヲ模ス、故ニ新宮山ト名リ」とある。これは行基に開山を仮託しているが、熊野の行者により同信仰が導入されたことを示す。しかし、本堂の本尊は千手千眼観音で、大日堂・不動堂・愛宕権現廟・白山権現廟・熊野権現廟があり、別に八幡大神の祠もあると述べている。実際、現在でも本堂脇の鎮守社には次の諸神がまつられてある。

(表)

(裏)

白山妙理大権現	本地十一面観世音菩薩
熊野本宮大権現	本地阿弥陀如来
熊野新宮大権現	本地薬師瑠璃光如来
熊野那智大権現	本地観自在菩薩
愛宕山大権現	本地將軍地藏菩薩

以上であるが、熊野三社以外に、愛宕信仰と白山信仰が導入されている。特に白山信仰の場合、但馬では、



写56 宝篋印塔（養父町・満福寺蔵）

熊野信仰に先行して伝播されたケースが多いので、この山でもまず白山信仰が導入され、その後に熊野信仰が広まり、特に栄え、その後、近世に入り、愛宕信仰などが入って来たと考えられる。

「同記」によると、熊野信仰が栄えたころ、満福寺と名づけ、一院（本浄院）十五坊があったとする。その盛んな霊場に、行基の跡を慕って弘法大師が訪れて、本堂に「安産変死之秘録」を納めていった。この霊符は、産婦の苦しみを和らげるのに霊験あらたかで、同寺の秘宝となっている。これは、その後真言宗化したことを示し、その僧がこの霊符を発行したものと思える。

同寺には、文明十八年（一四八六）の『満福寺田畠帳』がある。「同帳」には、供僧分の田畠名があり、十坊以上の坊名が記されてある。熊野権現に奉仕した坊名と考えられる。そして、法会に関する、如法・法華

経・朔幣・引声・来迎・土砂・御影供・大師講・廿五
三味の各田がある。これを見ると、天台・念仏・真言各
系の宗派が導入され、死者供養も行なわれている。特に
御影供が行なわれている点から、すでに室町中期のこ
ころには真言宗となっていると考えられる。

なお、同寺の地藏丘の中世墓地には、康永二年（一三
四三）銘の大きな（高さ三・五メートル）宝篋印塔があ
り、その周辺には南北朝から室町時代にかけての小五輪
塔も多数あり、その下に火葬骨の入った骨壺、甕棺も三、

四個発掘されている。この宝篋印塔は、結衆により建立されており、総供養塔的性格が強い。山麓の二、三カ所には寺僧の墓もあり、同丘にはこの寺に拠した熊野系の僧が、信者の納骨活動をした跡と考えられる。

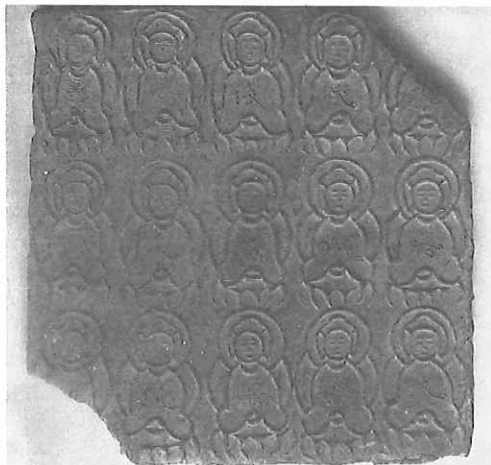
以上を考えると、満福寺には、平安中後期には、まず白山信仰が入り、次に同後期から鎌倉時代にかけてのころ熊野（新宮系）信仰が入り大いに栄え、室町中期には真言宗化していると考えられる。

正覚山 朝来郡山東町の楽音寺がの正覚山楽音寺（高野山真言宗）には、二つの縁起がある。(1)延宝四年
楽音寺 (一六七六) 高野山南谷の良実撰の『正覚山楽音寺醫王善逝（薬師如来）縁起』と(2)延享二年

(一七四五) に高野山南院で鼎峰隠士が撰した『但馬州朝来郡楽音寺薬師像靈異記』とである。(1)・(2)とも高野山南谷にあった南院に關係ある僧により書かれているのは、同寺が本寺を南院としてることによると思われる。

(1)・(2)とも、同寺のはじまりについては、記述は同一である。大同二年（八〇七）五月八日、明賢という僧が、紀州那智山の滝の中に、五色の光明がかがやいているのを認め、一尺二寸の薬師如来を感得した。額には迦葉かしや仏があった。ところで同如来は、但馬国朝来郡大月莊の楽音寺に行きたいと告げたので、同寺にまつられるようになったとある。

明賢は、熊野の行者で、那智山の滝で修行していたが、感得した薬師如来は、新宮の本地仏なので、同上人は、新宮系の行者ではなかったかと考えられる。同如来が、楽音寺に行きたいと告げたというのは、同寺にまつるようになったことを正統化するための伝承であろう。しかし、大同二年というのは、早過ぎ、この年月は、信用できない。



写57 法華経の経瓦（山東町・楽音寺蔵）

(2)によると、同如来は靈験あらたかで、病者即愈・貧者得富・商估（しょうこ）（商売）有利・農夫有年（豊作）という功德が大きかったので、大いに信仰を集め、同寺も栄え、塔頭（たっちゅう）（僧坊）六宇を数えるにいたった。また伝承によると、同町大同寺（本尊薬師如来）も、明賢上人の開基だということで、同上人は、この地で熊野信仰を広めるのに功績があったと考えられる。

しかし、(2)によると、『火事にあい小堂一字になってしまい、しかも天正年中（一五七三〜九二）に、同尊は盗難に遭った。盗人は、同像が、夜になると、楽音寺に帰りたいと告げるので、気味が悪くなり、竹田村（朝来郡和田山町）のある冶工業の人に相談を持ち込み、爐中に入れたが溶けないので、鉄鎚で打ったがなかなか砕けなかった。持ちあぐんでみると、その仏が「楽音寺に帰りたい」と言うのを、近所の人聞き怪しみ、行ってみるとそのあり様なので、これを止めさせた。こうして再び仏は同寺に帰ったが、その盗人はその後の消息は分からないが、その子孫まで悪疾などに悩まされた』とある。

この盗難の話は事実であったようで、現在の本尊薬師如来の胎内仏（金造、一尺二寸位の高さ、座像）の左足と頭部は破損したままである。背部に、「奥寺仏 佐伯清方」の銘がある。平安末か鎌倉初期の作といわれる。

なお同寺西ノ坊跡から大正十五年（一九二六）に、経瓦が出土した。甕に入っており、法華経普門品（所謂「観音経」）の文字が、一枚に如来一体と一字を一つにしたもの、計二五の仏・文字が刻されている。完全なもの八枚、破片六十四、五枚があつた。平安後期のものといわれる（奈良国立博物館編『経塚遺宝』）。

以上であるが、平安後期に、新宮系の明賢という熊野の行者が来て、楽音寺などを建て、熊野信仰を広めたと考えられる。

熊野山 新宮寺は、豊岡市福田にあり、現在は曹洞宗に属している。同寺には、(1)宝暦十年（一七三〇）、

新宮寺

おつぼち
大原山

（本寺養源寺〈現在同市元町〉のある山、つまり同寺のこと）の妙宗編の『但州城崎郡

福田邑熊野権現記』がある。その他、(2)元禄十三年（一七〇〇）、同寺探道が、奉行所へ宛てた『奉レ願由緒之事』などがある。いずれも、同寺の鎮守熊野権現社（同時に福田村の鎮守ともなる。現・久麻神社）をめぐり、別当職としての社僧と、同神をまつる社人との争いに関するものである。特に『権現記』の方は、曹洞宗の立場から、神仏同体の説を説くが、密教の「大日不二金胎両部」（大日如来に金剛界と胎藏界の二体の別があるが、これはもとは一つなのである。それと同様「神」と「仏」とに分かれているが、本来は一つなのであると説く）の理論を用いている。しかし、これらの文書から、同寺（鎮守を含めて）の歴史を知ることができ

る。

この寺のはじまりは、(1)によると、天承元年（一一三二）に、平忠盛が、京都の三十三間堂を建立し、その報奨として、但馬の国司となつた。同堂の建立の無事完成することを熊野権現に願つたので、それを記念して、熊野三所権現を、福田に勧請した。この時、「熊野三所ノ王子王子悉ク皆ナ福田邑ニ請ケ奉ル」とあるので、同村

の周辺に、九十九王子の小祠もまつたとある。

『権現記』が書かれた江戸中期の宝暦十年（一七六〇）のころでも、熊野三所権現社の境内に、本宮（飛鳥井・本地薬師如来）・西ノ御西（子之宮・本地千手観音）・飛滝権現（荒神・本地大日・不動）・新宮（熊野権現一村の氏神）・薬師堂などがあり、村には王子王子の小祠があった。薬師堂があるのは、新宮の本地仏だからと思われる。現在では、久麻神社（熊野権現社は、明治初年の神仏分離の時、この地にもあった式内社久麻神社の社名にかえた）の境内に、子の宮神社・荒神社・薬師堂（薬師・聖観音をまつる）・籠堂（内に王子像と思われる古像二体がある）がある。特に注目されるのは、王子王子をめぐる巡礼信仰が、平安の後期に但馬に導入されたことで、温泉町熊谷の善住寺をめぐる十二社も、同じ信仰があったと思え、但馬に巡礼信仰を持ち込んだのは、これら熊野信仰の伝播者だということである。

(2)によると、同寺は、鎌倉時代から南北朝時代にかけての乱世に衰退した。そして、中古とあるから、室町時代であろうか、栄公という僧により、寺は神社の境外に移し、福田庵といった。同寺が曹洞宗になった時代も分からないが、この時か、この後の慶安四年（一六五二）の空賢の時代に求められると思う。

江戸時代に入ると、別当と神社に仕える社人との間に、神社の支配権をめぐり争いが起こる。慶安初年（一六四八頃）には、掃除人として神社に入った社人が、ひそかに境内にあった鐘を埋め、同四年（一六五二）に庵の空賢が掘り出すという事件も起こった。この鐘は、室町時代初期の明徳四年（一三九三）に、沙弥善会が造ったもので、銘文に「熊野山末社新宮寺」とあり、これにより、もとの寺名が分かったとあるから、江戸時代初期には、寺は非常に衰えていたと思われる。空賢はこれをみて、熊野山新宮寺と寺号を改め、社僧となっ

た。しかし、神社に籠る社人も、次第に勢力を増して行き、次第に両社の間は離れていった。そして前記したが、明治初年に神社は久麻神社と延喜（九〇一頃）の昔にかえってしまった。

さて、問題は、この新宮系の熊野信仰がいつごろ、この福田地区に導入されたかであるが、(1)によると天承元年（一一三一）に平忠盛により建立されたとあるが、これは確かめようもない。一応平安後期に新宮寺の行者が来て広めたと考えておきたい。

以上、但馬の熊野信仰の大勢をみたのであるが、同信仰は、熊野がもつとも栄え、全国的に伝播した平安後期に、但馬にも広まって来ている。その中で一番注目されるのは、那智山系の覚増上人で、善住寺・今瀧寺・山路寺の三寺の開基と伝えられる。その他、新宮系の満福寺・楽音寺・新宮寺も同じころに開かれている。鉢山寺は本宮系であるが、これは寺領に関連して導入されたと思え、鎌倉以前の開基と考えられる。これらの熊野系の寺は新宮寺（曹洞宗）以外は全て高野山真言宗となっている。

同信仰が導入されるとともに、善住寺をめぐる十二社、新宮寺をめぐる九十九王子など、巡礼信仰も広められたと考えられる。

なお、熊野信仰と同様に注目しなければならないのは白山信仰であるが、一般には熊野信仰が鎌倉時代に入ると衰えて、白山信仰が全国的に広まったとされるが、但馬では、地理的にも近い関係からか、同信仰の方が、熊野信仰より一足早く伝播されたように思われてならない。

(2) 竹野町の熊野信仰

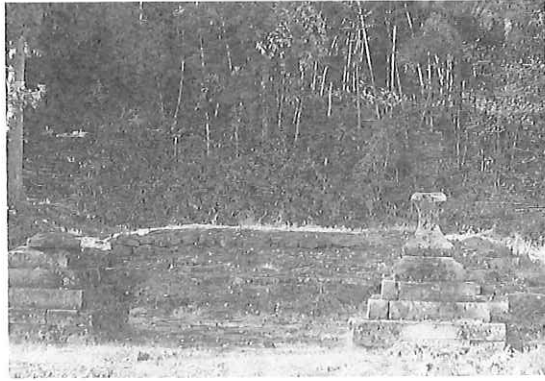
熊野信仰の種 類 竹野町には、熊野信仰に属する社寺をみると、全部が神社となつてゐる。神社となり、寺となつてゐても、熊野信仰という点では同一だと考えられる。ただし神社の場合、明治の神仏分離

の時に、新しい名前を付けた場合、正統な理由なしに改名したのが多い。たとえば、(1)須野谷の熊野神社は、もと熊野若一王子社であり、(2)鬼神谷の八幡神社も、もと若一王子社である。特に(2)の場合、「八幡神社」と改名したことは、理解に苦しむところである。しかしこれについては何か理由があるようである。それにしてもしこの両社は本来ならば若一王子神社ともすべきところである。

(8)の竹野浜の興長寺熊野権現社と(9)大岡寺の熊野権現社は、寺の鎮守社である。(7)林の熊野三社権現も、熊野の本宮・新宮・那智社が同一された段階の平安時代後期永保三年(一〇八三)以後のものである。いわば、熊野信仰全体をさす称号である。(3)小城の十二社権現、(4)浜須井の十二社も、熊野の三社が統合的にみられるようになり、さらにこれに王子社などを含め十二社(所)として表現される段階になつた平安後期も長承三年(一一三四)以後を考えなければならぬ。(6)阿金谷の熊野滝権現社は、那智大社のことと思え、那智社系と思われる。(5)羽入の新宮権現社は、新宮系のものである。(1)・(2)の若一権現社は、十二所権現の中の一つである。以上であるが、次に、個々の社を検討していく。

大岡寺・熊野権現社 大岡寺は、城崎郡日高町の山宮にある高野山真言宗の寺院であるが、昭和三十八年(一九六三)までは、竹野・日高両町と豊岡市の三市町の境に当たる大岡山頂にあつた。そして、檜椒神社

の別当もし、現在でも竹野町床瀬地区民は檀家である。旧三椒村地区の信仰の対象であつた。



写58 大岡寺跡

同寺蔵『大岡寺縁起之書』（仮名）は、成立年代は記していないが、江戸時代のものと思える。同『縁起之書』によると、天平宝字元年（七五七）に、当国太多之郷（現・日高町太田）の出身の賢者仙人が、開いたとある。同仙人は、火穀（火で炊いた穀物類）を断ち、松の葉を食べ、木の皮でつくった衣を着、仏道を修すること六〇年にして仙人の位を得たという。仏道修行には、法華ガラニを用い、仙人になったというから、陰陽道も修したと思える。奈良時代に山岳修験の山を開いた典型的なタイプの行者と思える。

『三代実録』貞観十年（八六八）閏十二月二十一日の条に、「但馬国正六位上大岡神」に、従五位を授けたとあるので、平安初期には、地方の有力社になっていたのは事実である。

次に、前記『縁起之書』によると、仙人は、大岳大明神（童女の姿）と、白山権現（童男の姿）に命じて、「法花のガラニ」を書写させ、その行をつづけながら、神木の栢木の中に、本尊薬師如来を感得したとある。これは、この山に仏教的信仰を持ち込んだ行者が、法華経のガラニを奉持する系統の人であること。さらに、大岳大明神を女体とするのは、この山固有の山の神であることを示し、そこに白山系の信仰を持ち込んだことを示している。この行者が賢者仙人だとすると、同仙人は、白山系の修行者だということになる。

しかし、同仙人を、奈良時代の天平宝字元年（七五七）の時代の人とする、法華経の信仰はともかくとして、白山信仰が但馬にすでに同時代に伝播していたかどうかという点、疑問が残る。なお、熊野信仰についても、仙室に護法（天狗）が現われ、三年間の精進潔斎の後にこの岩屋に至った者は、「熊野之利生」または、「熊野・金峯両所権現之利生」を得ることができるとある。これは、本『縁起之書』が書かれた時代には、同寺に熊野・金峯（大峯）の信仰も、導入されていたことが分かる。

また、同山には、十四霊験岩屋や四十九院之験所（四十院は弥勒の浄土信仰を現わす）があり、行場も完備していた。

ここで問題になるのは、この寺に、白山・熊野・金峯山信仰が、いつ導入されたかである。

この点、参考になるのは、同寺文書の中の、永暦二年（一一六一）八月七日の『注進 大岡寺敷地山林事』である。これによると、惣寺内の四至（四方の境）は、東・西・南・北の四門に囲まれており、その中に別院があり、東谷の「院内」には寺僧、西谷に「社内」があり神人（神主役）が住している。「大岡禪定」の名もみえるので、行場もあった。本仏（本尊）薬師堂・地主神大岡社・客人白山社・護法所・温室（風呂屋）・僧坊などがある。筆者がこれまでみて来たなかで、但馬では、一番完備された修験の道場である。

この中で、地主神大岡社は、もともとこの山でまつられてきていた山の神である。これに客神として白山社がまつられ、護法所には、熊野権現のことが書かれていない。つまり、平安後期の永暦二年には、まだ白山信仰しか導入されていないことが確認される。

次に、江戸時代前期の延宝二年（一六七四）の同寺多聞院が寺社奉行所に宛てた『乍レ恐言上仕候行事』に



写59 大岡寺本尊薬師如来
(日高町・大岡寺蔵)

よると、「浄瑠璃山大岳寺と申者、本尊薬師如来熊野権現之御作ニテ御座候」と、熊野信仰を全面に打出している。つまり、平安後期以後、同信仰が導入され、白山信仰を圧倒しているのである。これを、鎌倉から室町時代の間に求めなければならない。また、白山信仰の伝播も、天平時代は早過ぎ、平安時代で、その末期までの期間に求むべきだと考える。

前出『縁起之書』は、白山信仰も認めつつ、熊野信仰のことも記している。内容的には、延宝二年（一六七四）の文書と、永暦二年（一一六一）の『注進』の中間的存在で、中世での伝承を書き留めている。

竹野浜・興長寺 興長寺は、『由緒書』（延享四年（一七四七）撰）に、弘安八年（一七八五）時宗の開祖一遍寺熊野権現 智真上人の開基とされている。そして、南北朝時代正平十二年（一三五七）から室町時代後

期の天文十二年（一五四三）にわたる中世文書三十通がある。山名氏等の外護・寄進を多く受け栄えている。

しかし、これらの文書には、田島の寄進・寺領に関するものがほとんどで、寺内についての詳しい記述はない。同寺の記録に、熊野権現社の名が認められるのは、文化五年（一八〇八）正月撰の『興長寺由緒書之扣』に「鎮守堂 熊野権現」と記されている。また明治二十八年（二八九五）の『興長寺取調書』には、「鎮守堂一

ヶ所」とあり祭神は「熊野大菩薩・秋葉大菩薩・金毘羅大菩薩」が合祀されている。

この時宗寺院に、鎮守社として熊野権現をまつる伝統は古く、一遍上人と同権現との深い関係は『一遍聖絵』にも認められる。

須野谷・同社は、明治十年（一八七七）の『但馬国美含郡神社取調』（竹野・大浜仁蔵）には、「熊野神社 祭神 若一王子 萱野姫命 勧請宝暦五亥五月」とある。しかし、宝暦九年（一七五九）『神社書上帳』（轟・細田昌蔵）には、「氏神 熊野権現社」とあり、勧請の年数は不詳とある。また同地区に別にあつた八大荒神社については「八大荒神森」とあり、社地ばかりで建物は既にないとある。この「森」というのは、その社地跡をさしている。

ところで、同社には、宝暦五年（一七五五）九月八日に開眼・遷宮の棟札があり、弥勒寺（現・城崎郡香住町三川）の宥憲が開眼導師を勤めたとある。この時「若一王子権現 八大荒神」と二神を並べて記している。つまり、この時に、八大荒神は同社に合併している。そして、現在同社にまつられている御神体二体あり、ともに「名主富森五郎左衛門藤原義房」の寄進とあるが、男形の老人、女体の老人と思われる。その男形の方には、「奉造立若一王子」とある。この点を考えると、前記明治十年（一八七七）の『神社調書』の勧請宝暦五年とあるのは、この開眼法要をさし、この時の富森義房の寄進による造立を指している。しかし、八大荒神社は前からまつられてあり、この時に合社しており、両社とも、それ以前の建立を考えさせる。そして、この熊野系の神を奉じる富森家は、神主役も兼ねており、熊野系の行者の定着を想定させる。

鬼神谷・若一王子社 若一王子社の宝永五年（一七〇八）弥生（四月）朔日の遷宮の棟札には、「若一王子宮」とあり、宝暦九年（一七五九）『神社書上帳』（前出）にも、「若一王子社」とあり、勧請の時は不明と

ある。しかし、天保三年（一八三二）の再建の棟札には、「奉再興八幡御神体」とあるので、何時のころか、同神が合祀されたと考えられる。慶応四年（一八六八）の『神社書上帳』には、まだ「若一王子社」となっており、明治十年（一八七三）『但馬国美含郡神社取調』（前出）になり、はじめて八幡神の方が表に出、「八幡神社、祭神応神天皇」とされ、今日に至っている。本来の祭神に代わり、合祀された客神が主体となつてしまつた。

鬼神谷の人々が、何故、熊野十二社権現の一つである若一王子（本地十一面観音）を、この地に迎えられたかについては、その理由は明らかでない。しかし、一つ疑問になるのは、同地八大荒神社の延宝六年（一六七八）三月二十八日の棟札の裏面には、「頭領鬼神谷村」とあつて、その下に二人の名が記されている。全員が姓を名乗り、中七人が立花姓（現・橘）、五人が平姓（現・平岡）である。「頭領」とあり、全員姓を名乗っている点、この一二名は、同地区でも有力な存在であつたことを示す。江戸時代、こうした神事には、百姓でも姓を使う場合がある。

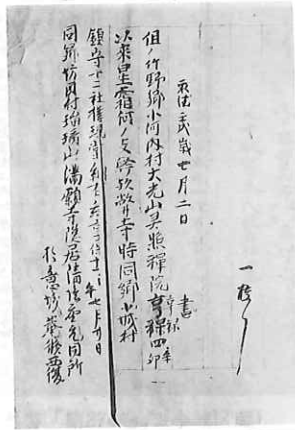
この両姓の中の平姓は、平二郎兵衛・同次右衛門の二人が元祖で、平家の落人の末えいだと伝えるという。そして、同地区は、以前は両墓制であり、その詣り墓であるラントウバには、この両姓の家が別々の詣る所を持つているという（立花邦彦氏談）。これからみると、この両姓が、この地区を開拓したと考えられる。そして、鬼神谷も、氏神若一王子社に対し、脇社に八大荒神社があり、現在では合祀されている。棟札からみると、同地区有力家筋の立花・平岡家は地神的存在であつた。特に平家落人伝承は、定着宗教者に発生するケースが多い。この点を考えると、同地区でも特に平姓（現・平岡）の人々は、熊野の行者を先祖に持つのではないかと

推測される。

小城・拾式
所権現社

現在では、十二所神社といっているが、明治十年（一八七七）の『但馬国美合郡神社取調』（前出）には、十二社神社とある。江戸時代の棟札にも、十二社権現（文政二年（一八一九）・嘉永四年（一八五二））、拾式所権現社（宝暦九年（一七五九）『神社書上帳』）と両者が混同されている。

同社には、大般若経があるが、奥書によると、現在竹野町河内に、小河内という所があり、そこに大光山靈



写60 大般若経奥書
「第274巻」
(小城区蔵)

照院があり、その二代住職響谷叟法音が、永徳三年（一三八三）に補

修の大願主（発起人）となっている。しかし、享祿四年（一五三二）

以来同寺は疲弊する。そこで、同所にあつた「小城村氏神社ニ納メ有リ」

と、同社に移されている。これらを、今度は享保十一年（一七二六）

九月に、坊岡の満願寺の隠居清隱座元（ざげん禅宗の僧の位）が、同寺意城

庵に於いて、再度の修復を行なっている（『同経』第一百。六十巻奥書等）。

この点を考えると、同経典の多くが、南北朝時代の永徳三年（一三

八三）に補修されている。そのころ、河内（小河内）には、大光山靈

照院という禅宗系の寺があり、その二代主法音により、発起された。

二代目というから、同寺は同時代に建立されたと考えられる。しかし、

室町時代後期の享祿四年（一五三二）のころには、廢寺となる。そこ

で、大般若経は、十二所権現社に移されている。同時代には、少なく

とも同社は存在していたといえる。棟札によると、文政二年（一八一九）には、同経の転読の法会を行なっている。そして、三三年目には開帳を行なうとあり、同経は同社では、実際に使われている。

同社で、その発生を考えるには、同社の御神体である懸仏・押出仏が一番有力な手掛りといえる。全部で十二体あるのは、十二社権現の数に合わせたものである。これは現在検討中であるが、室町時代後期より下るといふことはないと思える。

浜須井・慶応四年（一八六八）の『神社書上帳』（前出）に、十二社があり、村持の由が記してある。

十二社 同社は、明治十年（一八七七）の『但馬国美含郡神社取調』（前出）にも記述されている。同社は、それ以前の『書上帳』には認められない。

羽入・本社についての記述は、まぢまぢである。文安九年（一四四八）の「寄進状」（御寄進但馬国美含郡竹野郷荆木山観音寺指事）及び同じころのものと思える「同状」（御寄進荆木山観音寺指出之事）羽入・両界院蔵には、田分に、「小

新宮権現 新宮谷口 彼岸祭荒神田」とある。彼岸祭の費用に当てる荒神田が新宮谷口にあるとする。この点から考えると、この時代にすでに、「新宮」があったことが分かる。

これに対し、永正七年（一五一〇）の「目安」（日安荆木山蓮花寺両寺衆徒等謹言口上）羽入・両界院蔵には「熊野権現」と記している。江戸時代に入っても、寛文九年（一六六九）の「但州荆木山縁起」（羽入・金亀院蔵）には、「熊野山神ヲ奉ジテ、伽藍ヲ鎮スルノ主ト為ス」と記す。享保七年（一七二二）の『指上口上書之事』には、観音寺側は、同寺の「鎮守ハ新宮権現、則チ紀州熊野山ヨリ勸請成ラレ」、荆木山の鬼門の守護神だと主張するのに対し、羽入村側は、同村の氏神社だと記している。享保十八年（一七三三）の同社棟札には「熊野三所権現御社灌頂」とあり、別当は両界院である。

この「灌頂」は、密教の儀式を指すが、ここでその儀式をしたというより、「勧請」の誤字と思える。それも、同神を改めてお迎えしたというよりも、「再建」を意味しているように思える。その他、宝暦六年（一七五六）に書かれた両界院蔵の『修正会法則』は、同社で実際に使われたものであるが、奥書の牛玉札の書き方の覚え書には、「新宮権現社」と書くようにとある。同じく、同九年（一七五九）の『神社書上帳』（前出）にも「新宮権現社」、慶応三年（一八六七）の棟札にも「奉再建新宮権現覆社」と一貫している。

以上をみると、同社を熊野権現というのは、『但州荆木山縁起』にみられるように、熊野山から勧請された神という意味で使われており、正式には新宮権現社といわれなければならない。

問題は、何時観音寺に、この新宮権現が伝播されたかである。同寺には、文安五年（一四四八）の寄進状等より古い記録はなく、同文書の書かれた室町時代前期から以前は分からない。南北朝時代以前を考えなければならぬ。

阿金谷・熊野瀧権現社 現在、阿金谷の村社石原神社（旧妙見大権現社）の境内脇社の一つに、熊野神社がある。同社は、宝暦九年（一七五九）の『神社書上帳』（前出）には、「熊野瀧権現社」とある。慶応四年（一八六八）の「同帳」にも、「熊野瀧社」とある。これを、明治時代になり、現在の名に改めている。

熊野瀧権現社というものは、同じ熊野信仰の中でも、那智の滝を御神体とする那智大社を考えなければならぬ。滝そのものの祭神を飛瀧権現という。何故、こうした漠然とした名の神をまつようになったかは分からないが、那智大社系の信仰であることには違いない。同社はもと、同地区にまつられる一小祠であったが、明治十年（一八七七）の『但馬国美含郡神社取調』（前出）には、村社石原神社の末社とされ、昭和十三年（一

九三二) 編の『兵庫県神社誌』では境内脇社となり、合祀されている。

林・熊野三社大権現社 林地区「村社式内」の色来神社の境外社に「五社」がある。同社の棟札によると、大正十年(一九二二)十二月に合祠して建立とある。同地区内の五社を合同したのであるが、その中の一つ

に「熊野神社」がある。

同社についての記録を求めると、宝暦九年(一七五九)の『神社書上帳』(前出)には、「権現社」とあるのが、これに当たると考えられる。慶応四年(一八六八)の「同帳」には「三十八社 村持」とある。同地区には享保十一年(一七二六)記の『有末兵助日記』がある。その中に、寛延四年(一七五二)現在の「当村之図」がある。それに「三十八」という地名が記されている。同社は、そこにもとは在ったのである。そのため「三十八社」ともいった。

この迷を解くのが、現在「五社」の中にまつられてある熊野神社の御神体の入っている箱で、その上書に「熊野三社大権現 三十八」とある。三十八というのは、そのあった場所を示していることはいうまでもない。宝暦九年(一七五九)の「神社書上帳」の時代には、その名を略してただ「権現社」といつていた。もちろん、それ以前からまつられていたのであるが、このように正式な名で呼ばれなくなっている点から、その勧請も、それよりよほど前を考えなければならぬ。また、そのあった地名を何故「三十八」といつたかも、その理由を明らかにすることができない。

(3) まとめ

但馬全体の山岳修験を考える時、熊野信仰以前に、白山信仰の伝播が考えられる。たとえば、大岡寺及び比

曾寺（城崎郡日高町頃垣、現・高野山真言宗）は、賢者仙人の開基の伝来を持つが、ともに白山信仰を持つ。特に大岡寺の場合、平安時代の永暦二年（一一六一）までは、白山信仰しか入っていない。その後、熊野信仰が強力に入ってきて来ているが、但馬全体として、このころから同信仰が流布されるようになってくる点を考えると、鎌倉時代にその交替が行なわれた可能性が強い。そして、このことは、但馬全体の流れを考えさせる。

その他、十三カ寺にのぼる法道仙人開基の山岳寺院がある。この仙人もなぞの人物で、今後の研究を待たなければならぬ。以上、但馬の山岳信仰については、拙論『但馬の山岳信仰』（『山岳宗教史研究』
（叢書）十二所掲）を参照されたい。

なお、但馬には平安後期から熊野信仰は伝播され、その中でも、覚増上人の開いた善住寺、今瀧寺、山路寺、さらに楽音寺等那智系の寺院が多く、新宮系（満福寺・新宮寺）、本宮系（鍊山寺）があることもすでに指摘しておいた。

竹野町でも、熊野信仰全般にかかわるものとし、興長寺熊野権現・大岡寺同、林の熊野三社権現、小城及び浜須井の十二社（所）権現がある。この他に、羽入の新宮権現、阿金谷の熊野滝権現（那智系）、十二王子の一つである須野谷・鬼神谷の若一王子社がある。

その導入の時であるが、大岡寺は鎌倉以降、興長寺は鎌倉時代、羽入の観音寺は室町前期以前（文安九年（一四四八）寄進状）、小城の十二所権現も室町後期以前（享祿四年（一五三二））を考えると、鎌倉時代に強力に伝播して来た波を感じさせる。さらに、南北朝から室町時代の伝播も考えなければならぬ。

特に、鬼神谷の若一王子の場合、平民の平家落人伝承もあり、室町時代にその一派により伝播された可能性が考えられる。須野谷の同神も、富森家により奉持された可能性も考えられる。同家は江戸の中期（宝暦五年

（一七五五）に、同神を造り、同社に寄進をし、自身が神主役をつとめている。

その他、阿金谷の熊野滝権現、林の熊野三社大権現は、宝暦九年（一七五九）の『神社書上帳』により、収録されている。その勧請の時を俄かに判断することはできない。浜須井の十二社も、慶応四年（一八六八）の「同帳」にはじめて出てくるが、その勧請は江戸時代が考えられるかと推察される。